

会 務 報 告

(平成14年8月～平成15年7月)

◇**病理学教育を考えるワークショップ(平成14年度第1回)**: 堤 寛世話人(藤田保健衛生大学)のもとで、平成14年8月2日(金)～3日(土)、愛知県刈谷市にあるNTT東海セミナーにて実施された。52名が参加した。講師は、真鍋俊明、尾島昭次、斎藤宣彦、松井俊和、井内康輝、堤 寛の6名であった。

◇**病理学教育を考えるワークショップ(平成14年度第2回)**: 堤 寛世話人(藤田保健衛生大学)のもとで、平成14年8月10日(土)～11日(日)、愛知県刈谷市にて実施された。50名が参加した。講師は、尾島昭次、畑尾正彦、大野良三、佐々木功典、松井俊和、真鍋俊明、堤 寛、井内康輝の8名であった。

◇**病理技術講習会**: 平成14年8月21日(水)～23日(金)、九州大学形態機能学・病理病態学講座担当(福岡市)にて実施された。22名が受講した。講師は、モデレーターに小山田正人、小田義直(研究推進委員)の2名のほか講義、実習担当に研究推進委員及び学会員の12名が当たった。

◇**関東支部夏期病理診断セミナー**: 野口雅之世話人(筑波大学)のもとで、平成14年8月24日(土)～25日(日)、花王霞ヶ浦研修所にて実施された。40名が受講した。講師は、亀田陽一、横瀬智之、児玉 憲の3名であった。

◇**中国四国支部第3回病理学夏の学校**: 阪本晴彦世話人(香川医科大学)のもとで、平成14年8月28日(水)～30日(金)、琴平グランドホテルにて実施された。63名が参加した。

◇**東北支部第1回病理学夏の学校**: 山川光徳世話人(山形大学)のもとで、平成14年8月31日(土)～9月1日(日)、蔵王温泉・ホテルルーセントタカミヤにて実施された。67名が参加した。

◇**病理学教育を考えるフォローアップワークショップ(平成14年度第3回)**: 田村浩一世話人(日本医科大学)のもとで、平成14年9月23日(月)、東京都文京区・日本医科大学同窓会館にて実施された。18名が参加した。講師は、佐々木功典、堤 寛、井内康輝の3名であった。

◇**医療機関別包括評価の導入に関する講演会**: 平成14年10月15日(火)、東京都文京区・学会分会にて実施された。本学会関係委員会委員の多数が参加した。講師は、大道 久(日本大学医学部)教授をお願いした。

◇**臨時理事会**: 過日、日本病理学会事務局宛に匿名で「平成14年度病理専門医認定試験への受験申請に、剖検体数に虚偽の記述がなされた」旨のE-mailの送信があったことから、早速、常任理事会、病理専門医制度運営委員会で調査を行った。その事実が判明したので、緊急の理事会を開催して、審議し、平成14年10月15日(火)、以下のとおり決定した。

(1) 該当者の病理学会としての処分

病理学会会員資格の停止期間: 1年とする。

(この処置により、受験資格規定に照合し、該当者は処分決定後4年間は病理専門医認定試験への受験申請はできなくなる。)

(2) 推薦者の病理学会としての処分

理事長より文書にて厳重注意を行う。

(3) 再発防止対策

今後、このようなことが生じないように書類作成上での注意事項の徹底と、会報並びに総会にて会員に公表することにした。また、学会にリスクマネジメント委員会を新たに設置することにした。

◇**平成14年度第2回細胞診講習会**: 黒田 誠世話人(藤田保健衛生大学)のもとで、平成14年10月26日(土)～27日(日)、藤田保健衛生大学(愛知県豊明市)にて実施された。68名が受講した。講師は、堤 寛、越川 卓、長坂徹郎、石原明徳の4名であった。

◇**第48回秋期特別総会(平成14年度)**: 岡山大学を世話機関として赤木忠厚、岡田 茂の両世話人のもとで、平成14年11月14日(木)～15日(金)の2日間、岡山市民会館にて開催された。A演説11題、B演説3題、シンポジウム6題、病理診断シリーズ2題の発表と討論が行われた。また、秋期特別総会前日の11月13日(水)には、“患者のための医療とは何か”と題する市民公開講座が開催された。

A 演説(11題)

- (1) 金井弥栄(国立がんセンター研究所病理部): ヒト多段階発がんにおけるDNAメチル化の変化
- (2) 范 江霖(筑波大学基礎医学系病理学): トランスジェニックウサギ・モデルの開発及び動脈硬化研究への応用
- (3) 長嶋洋治(横浜市立大学医学部病理学教室): 腎細胞癌の分子生物学的研究: VHL遺伝子変異および細胞外基質蛋白SPARCを中心に
- (4) 遠藤泰志(済生会新潟第二病院病理検査科): 胃分化型腺癌の細胞形質と遺伝子異常
- (5) 仁木利郎(東京大学医学系研究科人体病理学分野): がん浸潤と炎症・創傷治癒との類似性: 肺腺がんにおけるlaminin-5とcox-2の発現解析から
- (6) 田中伸哉(北海道大学大学院医学研究科分子細胞病理): 癌化のシグナル伝達機構の解析—アダプター分子Crkの2つの役割
- (7) 北澤荘平(神戸大学大学院医学系研究科展開医科学領域生体情報医学講座分子病理学分野): エピジェネティクスによる遺伝子発現調節機構の解析: 病理組織検体への展開

- (8) 古川 徹 (東北大学大学院医学系研究科分子病理学分野): ゲノム解析による膵臓がんの遺伝子異常の解明と増殖抑制遺伝子の発見
- (9) 池田 通 (東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科分子免疫病理学講座): 破骨細胞形成因子 RANKL アイソフォームの機能解析と臨床応用
- (10) 草深公秀 (日本赤十字社医療センター病理部): 唾液腺原発多形性腺腫における軟骨様成分の形成機序
- (11) 猪山賢一 (熊本大学医学部附属病院病理部): 基底膜 IV 型コラーゲン α 鎖分子の動態からみた癌の形態学: 特に、癌の初期浸潤における基底膜の異型性について

B 演説 (3 題)

- (1) 三浦克敏 (浜松医科大学病院病理部): Phosphoglyceride crystal deposition disease 6 例の臨床病理学的特徴
- (2) 森 正也 (虎の門病院病理部): 細胞腺腫の臨床病理学的検討, 特に類洞様血管内皮細胞の毛細血管化について
- (3) 宇於崎宏, 深山正久 (東京大学医学部病理学教室), 中川恵一 (東京大学医学部放射線学教室), 石川隆俊 (東京大学医学部病理学教室 大学評価・学位授与機構), 土井幹雄 (茨城県衛生研究所), 三澤章吾 (東京都観察医務院), 前川和彦 (原子力安全研究協会): 「放射線大量被ばくの病理」東海村臨界事故症例の病理解剖学的所見

シンポジウム: 悪性リンパ腫の分子病理 — 新しい分子生物学的手法による展開 —

- (1) 稲垣 宏 (名古屋市立大学医学部第二病理): 悪性リンパ腫における遺伝子異常: RT-PCR の応用
- (2) 野村憲一 (京都府立医科大学第三内科) 他: パラフィン切片を用いた FISH 法による細胞遺伝学的解析
- (3) 中村直哉 (福島県立医科大学病理学第一講座) 他: 免疫グロブリン遺伝子体細胞突然変異からみた B 細胞性リンパ腫の発生母地
- (4) 間野博行 (自治医科大学医学部ゲノム機能研究部): DNA チップシステムの基礎と臨床への応用
- (5) 岡 剛史 (岡山大学大学院医歯学総合研究科病理・病態学): cDNA microarray 及び病理組織 microarray の NK/T リンパ腫の分子病態解明への応用
- (6) 大島孝一 (福岡大学医学部第一病理): DNA チップシステムのリンパ腫病態解析への応用

病理診断シリーズ (2 題)

シリーズ 23 松原 修 (防衛医科大学校病理学第二講座): 慢性間質性肺炎 chronic interstitial pneumonias (CIPs) の病理診断

シリーズ 24 中山雅弘 (大阪府立母子保健総合医療センター検査科): 胎盤の病理検査とその意義

◇上記特別総会に関連して開催された理事会並びに各種委員会について: 平成 14 年 11 月 13 日 (第 48 回秋期特別総会の前日) に岡山市民会館にて理事会, 各種委員会が開催された。理事会には, 森 茂郎, 坂本穆彦, 廣橋説雄, 長村義之, 栄本忠昭, 林

良夫, 井内康輝, 石黒信吾, 加藤 洋, 真鍋俊明, 向井 清, 根本則道, 小川勝洋, 笹野公伸, 居石克夫, 手塚文明, 恒吉正澄, 堤 寛 (以上理事), 松原 修 (監事), 赤木忠厚, 岡田 茂 (以上第 48 回秋期特別総会世話人), 海老澤達也, 大菌いづみ, 菊川敦子 (以上事務局) の各氏が出席した。森 理事長の司会により議事を進めた。議事録に署名する出席者代表に石黒信吾, 小川勝洋の両理事が指名された。

○報告事項として以下のことが報告された。

1. 理事長報告

- (1) 日本医学会の連絡委員に廣橋説雄, 医学用語委員に坂本穆彦, 同 代委員に森永正二郎を推薦した。なお, 評議員は森 茂郎 (任期内) です。
- (2) 専門医認定協議会の法人化が進められており, 「中間法人日本専門医認定機構」と名称を変更して申請することになった。また, 本学会では, 平成 14 年度専認協評議員に長村義之, 根本則道を推薦した。なお, 理事は, 小池盛雄 (任期内) 前常任理事です。
- (3) 内科系学会社会保健連合 (内保連) の委員に長村義之, 水口國男を推薦した。
- (4) 平成 15 年度科研費補助金審査委員の推薦者 (第 2 段審査委員候補者 4 名, 第 1 段 (人体病理学及び実験病理学) 審査委員候補者に各 24 名 (関連他学会の推薦を含む)) を選考した。
- (5) IAP 日本支部病理診断学術奨励賞選考委員 (外部委員として 1 名) に本学会から能勢真人学術委員会委員を推薦した。
- (6) 診断病理体制専門委員会を発展的に解消して将来構想計画委員会を設置した。委員長に黒田 誠診断病理体制専門委員会委員を選出した。
- (7) 本学会ホームページの管理体制 (求人情報も含む) を広報委員会 (委員も補充) と事務局が対処し, 会社への委託を中止することにした。また, ホームページ運用規則, 運用指針, 掲載する会員の声・論壇の投稿規程, 求人広告の手順等を決め, 広報の充実を図った。
- (8) 医療に関する広告規制の緩和によって, 病理専門医を広告することができることになった。その経過と本学会の準備状況はホームページなどで知らせた。また, 本学会が厚生労働大臣に専門医広告申請を行うために, 各病理専門医に専門医名簿掲載希望の有無を調査した。申請書は間もなく提出できることになった。
- (9) 「国立大学附属病院の医療提供機能強化を目指したマネジメント改革について (提言)」に対して
- ①本学会では, まず, その見解を会報, ホームページに掲載した。
- ②5 月 24 日, 本学会は, 日本臨床検査医学会事務所において病院中央診療部門系の諸学会 (日本輸血学会, 日本臨床検査医学会, 日本臨床衛生検査技師会, 薬学系の学会) の会合に参加した。

- ③国立大学病院病理部会議からも国立大学附属病院長会議の伊藤晴夫常置委員会委員長に対して、改革案に関する見解と要望がなされた。
- ④7月9日に国立大学附属病院中央診療施設の関連4学会の代表者（日本臨床衛生検査技師会，日本臨床検査医学会，日本輸血学会の各会長及び日本病理学会理事長）名で，衆，参両院の文部科学委員会及び厚生労働委員会の各委員長に中央診療施設の育成を求める要望書を提出した。
- ⑤本学会から国立大学病理学教授宛に状況報告を行い，理解と協力を要請した。
- (10) 「宿題報告選考要領」を改定し，公募制とした。また，宿題報告担当者の公募通知は，学術評議員に宛てて総会通知に同封した。会報，ホームページに掲載した。
- (11) 「Pathology International」の発行は，Blackwell Science社と契約更新した。今回は，2003年から2005年の3年間であり，基本的事項として会員1名当たりの負担額を従来より150円値上げした。その結果，会員1名の負担額は6,600円となった。
- (12) 臨床研修義務化における病理研修関係で，
- ①6月6日，森理事長と長村常任理事が「臨床研修義務化における病理研修に対する日本病理学会からの要望，ヒアリングに対する厚生労働省の対応と現状」について，同省の中島医事課長に面談し，「2年間の研修における選択科目としての病理研修」を中島課長も含めて再確認した。
- ②新医師臨床研修制度で，CPCの指導は専門医が望ましいと考えられるので，厚生労働省新医師臨床研修制度検討WG委員会に対して本学会の意向を伝えた。
- ③この検討を早急に行うため，アドホック委員会を設置した。
- ④第4回同WG委員会から出された「医学生を対象にしたアンケート」の中に，研修希望領域の項目に病院病理学，臨床検査学，輸血学等の病院中央診療部門の項目がないことについて，本学会の見解を伝えた。
- ⑤アドホック委員会より，新医師臨床研修制度に係る“CPCの指導”について，「CPCレポートの作成指導に関する提言」及び「CPCレポート作成に関する指針」(案)が提出されたので，厚生労働省WG委員会への照会の可否を含めて検討した。
- (13) 平成14年度病理専門医試験は87名が受験し，74名が合格し，口腔病理専門医試験は3名が受験し，全員が合格した。なお，合格者1名について受験資格の不正行為が発生したので，事実関係を確認後，合格取り消しと会員としての処分を行うことを決定した。当該者には「1年間の会員資格の停止」，推薦者には理事長から「文書による嚴重注意」を行うこととし，それぞれ通知した。また，今後の再発防止のために「リスクマネジメント委員会」の設置等を決めた。
- (14) 病理専門医のサブスペシャリティについて，皮膚病理，神経病理の小委員会を設定した後，しばらく対応していなかったが，その問題点と対応策（口腔病理専門医の位置づけも含めて）を検討した。
- (15) 「病理学教育を考えるワークショップ」(8月2～3日，8月10～11日)が開催され，50名が参加した。経費として35万円を認めた。
- (16) 「(社)日本医療機能評価機構」では，医療評価に追加モジュールとして「救急救命」，「医師研修」の項目が追加されたが，その中に病理診断の充実が盛り込まれた。
- (17) 今春の総会に提出した「学術研究・医学教育等における病理検体の使用に関する提言(案)」の修正を行った。
- (18) 本学会は，外保連への加入もすべきであると判断し，外保連への加入申請を行った。
- (19) 8月21日～23日，「病理技術講習会(九州大学担当)」は，22名が参加した。
- (20) 8月28日～30日，中国四国支部“第3回病理学夏の学校”が開講された。
- (21) 8月31日，9月1日の両日，東北支部学生交流事業として“第1回病理学夏の学校”(山形大学担当)が山形市蔵王温泉で開講された。
- (22) 「衛生検査所における病理診断業務に関するアンケート調査」結果の公表内容と配付先について，日本衛生検査所協会と意見調整を行った。
- また，関連して8月29日，10月28日に本学会と衛生検査所の代表有志の連絡会を開催し，医療施設としての病理診断施設の可能性など種々案件の意見交換を行った。
- (23) 国公私立大学病院病理部連絡会議(仮称)の設置を決めた。
- (24) 「東京都臨床検査所精度管理制度」に関して，同報告者をまとめた河野教授(前日本大学)，五味教授(昭和大学病院長)[両氏は臨床検査医学専門]とその重要性について意見交換を行い，今後は関東支部が本学会の窓口となることになった。
- (25) 英国病理学会総会は，7月1日～5日にダブリンで開催され，学会から多数の会員が参加した。また同学会から同国の病理の現状と将来に関するレポートが届けられた。
- (26) ドイツ病理学会では，日本病理学会のために20,000ユーロの奨学金を準備してくれた。派遣者(希望は40歳以下の若手)の人選を進めることにした。
- (27) 10月15日，大道久教授(日本大学医学部医療管理学講座)により「医療機関別包括評価の導入」に関する講演会を開催した。参加者は，本学会関係委員会委員を対象とした。
- (28) 「日本医療機能評価機構」では“病理診断名を日本語で記入する”よう意見が出されている。

- (29) 名誉会員制度，功労賞制度について検討中である。
- (30) 病理学学術振興シンポジウム（仮称）の具体化を検討している。
- (31) 総会会長，世話人の選考法について検討している。
- (32) 3年後の総会会長，世話人の選考は，自薦に基づく公募制を採用することにした。
- (33) 名誉会員制度並びに功労賞制度について検討の上，この両者を一体化して整理できないか試案した。
2. 各種委員会委員長報告
- (1) 企画・広報委員会（森 茂郎委員長）
日本病理学会ホームページ（JSP HP）の運用規則，運用指針，掲載する会員の声・論壇の投稿規程を作成し，JSP HPのup dateを図った。
- (2) 財務委員会（坂本穆彦委員長）
平成15年度事業計画及び予算（平成15年4月1日～平成16年3月31日）案を作成した。
会費等の銀行引落しは30%の達成率であり，未実施の会員にはもう少し協力をお願いする。
- (3) 学術委員会（廣橋説雄委員長）
- ①第93回（平成16年度）総会宿題報告担当者には，8名の候補者について審議し，投票の結果，森 秀樹（岐阜大学），筒井祥博（浜松医科大学），中沼安二（金沢大学）の3名を選出した。
- ②第49回（平成15年度）秋期特別総会における病理診断シリーズの演者には，石田 剛（東京医科大学），吉田浩己（鹿児島大学）の2名を選出した。
- ③第49回（平成15年度）秋期特別総会におけるシンポジウムのテーマ等については，加藤次期世話人代表に調整を依頼することにした。
- ④あらたに学術シンポジウム（1泊2日）を計画している。
- (4) 研究推進委員会（廣橋説雄委員長）
委員会主催である本年度の技術講習会は，8月21日～23日，九州大学において22名の参加者を得て無事終了した。
- (5) 編集委員会（廣橋説雄委員長）
- ①「Pathology Int」の発行は，ほぼ順調に進んでいる。citation indexは0.94となり，やや上がった。
- ②「剖検輯報」の平成13年度分の登録状況は，今，50%ほどであり，このうちフロッピーによる入力率は75%を上回ってきた。
- ③「診断病理」の今後の在り方について，編集委員にアンケート中である。
- (6) 認定病理医制度運営委員会（長村義之委員長）
- ①病理専門医の広告のため，本学会が厚生労働大臣に提出する専門医名簿の作成等に対処した。
また，外部からの問い合わせに対応する体制を整備する必要から，各支部に連絡者を置くことにした。
- ②臨床研修義務化に関して，6月6日，“病理を選択科目”に，10月29日，“「CPCレポートの作成指導に関する提言」及び「CPCレポート作成に関する指針」（案）」を厚生労働大臣に提出した。また，厚生労働省では，「医師臨床研修に関する省令等に対する意見募集」を行っているので，積極的に意見を述べるよう要請することにした。
- ③「国立大学附属病院の医療提供機能強化を目指したマネジメント改革について（提言）」（国立大学附属病院長会議常置委員会）に対して，本学会の見解を提出した。
- ④今年度病理専門医試験の受験者は87名であり，74名が合格した。なお，合格者1名について受験申請内容に不正行為が発生したので，その事実関係を調査した。その結果，合格取り消しと会員としての処分を行うことを決めた。当該者には「1～2年間の会員資格の停止」，推薦者には理事長から「文書による厳重注意」を行うことを理事会に進言した。
- ⑤病理専門医のサブスペシャリテーの審議を再開した。皮膚病理，神経病理及び口腔病理領域で合同委員会を設定した。
- ⑥衛生検査所病理部門連絡協議会からの要望書について検討を行っている。
- ⑦10月15日，「医療機関別包括評価の導入」に関する講演会を開催した。講師は大道 久教授（日本大学医学部医療管理学講座）にお願いし，参加者は，本学会関係委員会委員を対象とした。
- (7) 医療業務委員会（井内康輝委員長）
- ①コンサルテーション小委員会では，コンサルテーション・システムの改変を行った。
- ②アドホック委員会で作成された「CPCレポート作成指導に関する提言」及び「CPCレポート作成に関する指針」（案）を検討した。
- ③本学会ホームページに求人情報欄を設けるために，求人情報小委員会を設置し，就職を希望する病理専門医への便宜を図る“情報掲載申請書，医療機関への説明，情報処理の手順”等を作成した。
- (8) 認定口腔病理医制度運営委員会（林 良夫委員長）
- ①今年度口腔病理専門医試験の受験者は3名であり，全員が合格した。
- ②病理専門医サブスペシャリテーとしての口腔病理について検討している。
- (9) 教育委員会（真鍋俊明委員長）
- ①「病理学教育を考えるワークショップ」を2回（8月2～3日，8月10～11日）開催し，小冊子（ハンドアウト）を作成した。
- ②ワークショップは継続し，次回のワークショップ（平成15年8月）はモデルカリキュラムについて開催することとし，その内容は，ア）総論で教えることを整理

- する、イ)資料の共有化をテーマとすることにした。
- (10) 国際交流委員会 (恒吉正澄委員長)
- ①第4回(平成14年度)会員海外派遣候補者の応募者が無かったので、追加募集することにした。
- ②第3回(平成15年度)海外病理学会会員の招へい事業(翌年に実施する受け入れ会員)には、2件の応募があった。イタリアからの1名(九州大学担当)は、条件を充足しているので承認したが、もう1件(アメリカから1名、ドイツから1名・聖隷浜松病院)は、資料不足のため保留とした。後日資料の補充を見て調整することにした。
- ③第2回(平成14年度)会員の海外病理学会参加支援者(平成14年9月までの前期分)には、遠藤希之(東北大学)、牛久哲男(東京大学)、銭 志栄(徳島大学)の3会員を承認した。
- なお、後期分(平成15年3月まで)は来春の総会時に審査する。
- ④ドイツ病理学会から、本学会会員の留学生受入れの連絡があった。対象者(ドイツ病理学会の希望によれば40歳未満、経費は200万円補助)は、本委員会から公募を行う予定であり、追って詳細な内容が入ったら会報等で公開する。
- (11) 支部委員会 (栄本忠昭委員長)
- ①各支部人件費の予算要求を行うことにした。
- ②本委員会としての新規事業計画(例えば数年後には各地区で細胞診講習会を実施)を具体化することにした。
- (12) 倫理委員会 (赤木忠厚委員長)
- 今春の総会で提示した「学術研究・医学教育等における病理検体の使用に関する提言」については、委員会で意見調整を行い、理事会に修正案を提出した。
3. 第48回(平成14年)秋期特別総会の件
- 赤木忠厚世話人代表より、今夕(11月13日)の公開講座の開催、明日(11月14日)からの会議準備状況の報告と挨拶があった。
- 協議事項については、以下のとおり、承認、決定が行われた。
1. 平成15年度事業計画並びに収支予算に関する件
- 平成15年度事業計画案並びに収支予算案は、財務委員会から提出のあった原案のとおり承認した。当期収入は、198,580千円、当期支出は、194,950千円である。
2. 選挙諸規定の改訂に関する件
- 役員選挙に関する改訂要旨は、既に今春の総会で承認されていたが、今回は、その関係規定の整備が諮られた。協議の結果、原案のとおり承認した。
3. 第50回(平成16年)秋期特別総会世話機関・世話人代表選出の件
- 協議の結果、世話機関、世話人代表に名古屋市立大学、栄本忠昭教授を選出した。
4. 第93回(平成16年)総会の宿題報告担当者等に関する件
- (1) 第93回(平成16年度)総会における宿題報告担当者に学術委員会から推薦のあった森 秀樹、筒井祥博、中沼安二の各会員とすることを承認した。
- (2) 第49回(平成15年度)秋期特別総会における病理診断シリーズの演者に学術委員会から推薦のあった石田剛、吉田浩己の両会員とすることを承認した。
- (3) 第49回(平成15年度)秋期特別総会におけるシンポジウムの課題等については、加藤次期世話人代表と学術委員長に一任することを承認した。
5. 会員の海外派遣並びに外国学会会員の招請等に関する件
- (1) 第3回(平成15年度)海外病理学会会員の招へい事業は、国際交流委員会から推薦のあったイタリアからの1名(九州大学担当)を承認した。
- (2) 第2回(平成14年度)会員の海外病理学会参加支援者(平成14年9月までの前期分)には、国際交流委員会から推薦のあった遠藤希之、牛久哲男、銭 志栄の3会員を承認した。
6. 名誉会員に関する件
- 名誉会員制度並びに功労賞制度は、一本化して整理することを承認した。その主な事項は、新名誉会員の資格は満65歳に達した学術評議員歴25年以上の会員を対象とし、事前の終身会費の納入、名誉会員となることの承諾を条件にしている。名誉会員制度の改訂に合わせ学術奨励賞制度は残すが、功労賞制度は置かないという試案である。
- なお、本制度改訂の趣旨は、内定したが会員に呈示し、意見を聞いた後に次回の総会で決定することにした。
7. 新入会員の承認の件
- 平成14年度上半期(平成14年4月1日～平成14年10月31日)の新入会員128名を原案のとおり承認した。
8. 「学術研究・医学教育等における病理検体の使用に関する提言」に関する件
- 意見交換の後、原案のとおり承認した。
- なお、同案に添付の「解説」については一部補足修正を行い、整合性を持たせた適切な表現にして完結することにした。
9. 次期総会に付議する事項の件
- 第48回日本病理学会秋期特別総会時における会員総会審議事項を原案のとおり承認した。
- ◇会員総会：平成14年11月14日(木)に岡山市民会館にて、正会員3,910名のうち2,125名(うち委任状出席者1,875名)の出席を得て開催された。赤木忠厚世話人代表を議長に選り議事を進行した。議事録に署名する出席者代表に井藤久雄(鳥取大学)、鬼島 宏(東海大学)の両会員が指名された。
- 報告事項については、以下のとおり。
- 会議では、前日の理事会と同様の報告並びに審議結果の報告がなされた。
- 協議事項については、以下のとおり、承認、決定が行われた。
1. 平成15年度事業計画並びに収支予算に関する件
- 平成15年度事業計画案並びに収支予算案は、協議の結果、

原案のとおり決定した。

2. 役員（理事・監事）規程等の改訂に関する件
役員（理事・監事）規程，役員選出方法指針の整備が諮られ，原案のとおり決定した。
3. 第50回（平成16年）秋期特別総会世話機関・世話人代表選出の件
第50回（平成16年）秋期特別総会世話機関，世話人代表は，名古屋市立大学，柴本忠昭教授に決定した。
4. 会員の海外派遣並びに外国学会会員の招請等に関する件
 - (1) 第3回（平成15年度）海外病理学会会員の招へいは，イタリアから1名（九州大学）を決定した。
 - (2) 第2回（平成14年度）会員の海外病理学会参加支援（平成14年9月までの前期分）は，遠藤希之，牛久哲男，銭志栄の3会員に決定した。

5. 名誉会員に関する件

名誉会員制度並びに功労賞制度に関しては，理事会で審議が行われてきたところであったが概要としては両者を一体化する形で整理することでまとめたが，詳細を含めて今回の総会に諮ることになった。

この内容は，新名誉会員の資格は満65歳に達した学術評議員歴25年以上の会員を対象とし，事前の終身会費の納入，名誉会員となることの承諾を条件としているものである。

◇役員選挙諸規定の改訂について：今総会で，「役員（理事・監事）規程」及び「役員選出方法指針」の一部改訂が承認された。新たな規定は以下のとおりである。

役員（理事・監事）規程

（平成9年6月4日制定・同9年6月6日施行，
同11年1月7日一部改正）

平成14年11月14日一部改正

- 第1条 この規程は，定款第14条から第17条までの規定に基づき，役員の職務と選出方法について定める。
- 第2条 理事会に，本規程第6条に規定される方法によって選出された理事長を置く。
 - 2 理事長は，理事会の議長となる。
- 第3条 理事会に，副理事長を置く。
 - 2 副理事長の選任については，理事のうちから理事長が推薦し，理事会の承認を得なければならない。
 - 3 副理事長は，理事長を除いて他の理事の職務を兼任することができる。
- 第4条 理事会に，企画・広報，財務，学術・研究，病理専門医部会，口腔病理部会，教育，国際及び支部の各担当理事を置く。
- 第5条 理事会に財務担当理事，学術・研究担当理事及び病理専門医部会担当理事よりなる常任理事3名を置き，これに理事長及び副理事長を加えて常任理事会を構成する。
- 第6条 役員（理事，監事）は，無記名郵便投票によって選出する。

- 2 理事長は，郵便投票によって選出された理事（地方区選出理事と全国区選出理事）名簿のうちから，更に郵便投票によって選出する。

第7条 別に規定される方法によって選出される支部の支部長7名を，地方区選出理事とする。

第8条 前条の方法によって選出された者を除いたその他の理事若干名は，全国区選出理事とする。

第9条 口腔病理部会担当理事は，全国区選出理事のうちの1名とし，歯科医師免許を所有している正会員のなかから選出する。

第10条 理事と監事に重複して選出された場合は，理事を優先する。

第11条 この規程の改廃は，理事会の審議を経て，総会の議決による。

附 則

1. この規程は，平成9年6月4日制定し，平成9年6月6日から施行する。
2. 第9条に規定するその他の理事数は，暫定的に7名とする。

附 則

1. この規程は，平成11年1月7日から施行する。

附 則

1. この規程は，平成14年11月14日から施行する。

「役員選出方法指針」

（平成9年6月4日制定・同9年6月6日施行，
同10年4月15日一部改正，同11年1月7日一部改正）

平成14年11月13日一部改正

1. 選挙管理委員会の設置
役員選挙管理委員会内規に従い，選挙管理委員会（以下委員会という。）を設置する。
2. 被選挙権者名簿などの完備
 - (1) 委員会は，所属支部別，役員就任時年度内の年齢が満63歳以下の正会員，医師および歯科医師免許所有者などを把握し，必要に応じ明示できるようにする。
 - (2) 委員会は，選挙投票用紙，封筒，選挙方法説明書などを作成する。
3. 役員の選出方法
 - (1) 役員（理事，監事）は，郵便投票によって選出する。
 - (2) 理事長は，郵便投票によって選出された理事（地方区選出理事と全国区選出理事）名簿のうちから，更に郵便投票によって選出する。
4. 役員の選出区分及び役員の定数
 - (1) 地方区選出理事＝支部長 7名
 - (2) 全国区選出理事 12名

(口腔病理部会担当1名を含む)

(3) 監事 2名

5. 役員の選挙方法

(1) 各支部に所属する正会員による選出

地方区選出理事は、各支部毎に1名单記の選挙によって決める。

(2) 全正会員による選出

①全国区選出理事は、6名連記の選挙によって決める。うち1名は、口腔病理部会担当とし、歯科医師免許を所有している正会員であることとする。

なお、口腔病理部会担当理事のために投票用紙に口腔病理部会担当理事欄を設ける。

②監事は、2名連記の選挙によって決める。

(3) 理事と監事には、同一人を重複して投票できない。

6. 投票結果の確定

委員会は、投票券を開票し、次の順序により得票上位者を役員として選出する。この場合、本人の内諾をとりつける。

(1) 地方区選出理事を各支部毎に決定する。

(2) 全国区選出理事を決定する。

(3) 理事長は、理事名簿による郵便投票を行った結果により決定する。

(4) 地方区選出理事と全国区選出理事に重複して選出された場合は、地方区選出理事を優先する。ただし、地方区選出理事が後に理事長に選出されたときは、地方区選出理事には当該地区の次点者を繰り上げる。

(5) 監事を決定する。

(6) 理事と監事は兼務できないので、理事と監事に重複して選出された場合は、理事を優先する。その場合、監事は次点者から順次繰り上げる。

(7) 定員までの選出に当たり得票が同数の場合には、選挙管理委員長の立合いの下で第3者によるくじ引きを行い決定する。

(8) 選挙管理委員長は、選挙結果を現理事長に報告する。

7. 次期役員の役職決定

現理事長は、次期役員を招集し、役員会を開催する。

(1) 役員会は、役員の役職を決める。

(2) 副理事長(2名)は、新理事長が理事のうちから推薦し、役員会の承認をもって決める。

(3) 常任理事(財務、学術・研究、認定病理医部会担当の3名)及びその他の担当理事(企画・広報、教育、国際、支部担当の4名)は、新理事長が理事のうちから役職毎に推薦し、役員会の承認をもって決める。

8. 役員総会での選任

現理事長は、総会で選挙結果を報告し、役員の選任を諮る。

9. 役員年齢

役員は、就任時年度内の年齢が満63歳以下の者とする。

10. この指針の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この指針は、平成9年6月4日制定し、6月6日から施行する。

附 則

1. この指針は、平成10年4月15日から施行する。

附 則

1. この指針は、平成11年1月7日から施行する。

附 則

1. この指針は、平成14年11月13日から施行する。ただし、実施の時期は、平成16年度役員選挙から適用する。

◇秋期特別総会世話機関の選出について：今総会で第50回(平成16年)秋期特別総会世話機関として、名古屋市立大学(栄本忠昭教授)を決定した。

◇宿題報告担当者等について：今総会で

(1) 第93回(平成16年度)総会宿題報告担当者には、森 秀樹(岐阜大学)、筒井祥博(浜松医科大学)、中沼安二(金沢大学)の3名に決定した。

(2) 第49回(平成15年度)秋期特別総会における病理診断シリーズの演者には、石田 剛(東京医科大学)、浅野重之(磐城共立病院)の2名に決定した。

◇会員の海外派遣等について：今年度事業計画に係る「海外病理学会会員の招へい」及び「会員の海外病理学会参加支援」事業は、以下のとおり決定した。

(1) 第3回(平成15年度)海外病理学会会員の招へい者は、イタリアからの1名(九州大学担当)。

(2) 第2回(平成14年度)会員の海外病理学会参加支援者(平成14年9月までの前分期)は、遠藤希之、牛久哲男、銭志栄の3会員。

◇名誉会員制度等の検討について：名誉会員制度並びに功労賞制度の在り方について、理事会及び総会において審議が行われてきたところであったが、理事会では両者を一体化して整理することを概ね了承した。その概要は以下のとおりである。

新名誉会員の資格は、

①満65歳に達した学術評議員歴25年以上の会員を対象とすること。

②事前に終身会費(5年分の会費相当額(学術評議員会費))を一括納入した場合であること。

③名誉会員となることの本人の承諾を必要とすることとした。

なお、推薦、決定の方法は従来どおり、理事会の議を経て、総会で決定することとしている。

従って、名誉会員制度の改訂に合わせ学術奨励賞は存続するが、功労賞は設けないという試案である。

次回理事会で細部にわたる討議を経て、総会に諮ることとした。

◇「CPC レポート作成指導に関する提言」について：この「提言」については、理事会で原案のとおり決定したことが総会で報告された。なお、「新医師臨床研修制度における CPC レポート作成に関する指針」は、更に検討を行い後日報告することになった。今回の提言は以下のとおりである。

CPC レポート作成指導に関する提言

平成 14 年 10 月 29 日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

(社) 日本病理学会

理事長 森 茂郎
 病理専門医制度運営委員長 長村 義之
 医療業務委員長 井内 康輝

I. 緒言

新医師臨床研修制度導入が全人的視点をもった医師の養成と医療の質の向上に資する点を高く評価し、(社) 日本病理学会はこれを積極的に支援する。提案された研修項目の中で特に、必修項目とされている CPC レポート作成・症例呈示については、指導者としての病理医の関与が重要と考え、(社) 日本病理学会としては、この項目に関して、以下のような提言を行いたい。提言の目的は、すべての研修医が質の高い研修を受けることができるための制度設計がなされる事への期待である。

II. CPC レポートの定義

CPC レポートとは、研修医が自ら診断、治療に関与し、臨床的な問題点の解決のためにご遺族から病理解剖の許諾を得た例について、病理解剖に立ち会い、病理医（日本病理学会専門医が望ましい）の指導のもと肉眼及び組織所見をまとめ、臨床経過をあわせて症例を総括した報告書と定義する。

III. CPC レポート作成の教育的意義

研修医は、病理解剖を通じて、臨床診断の妥当性、死因を含めた病態、治療効果等を把握し、診療の最終的な評価ができる。さらに、症例の病理像を把握した上で、臨床像とあわせて総括し、これを呈示することにより、臨床医としての知識及び技能の向上をはかることができる。また、病理解剖の許諾を得ることと同時に、ご遺族に病理解剖で得られた結果を説明することを通じて、医師としてとるべき態度を学び、かつ持つべき倫理観と人間性を涵養することができる。

IV. CPC レポート作成の一般目標 (GIO) と行動目標 (SBOs)

GIO: 研修医が、病理解剖を通じて、臨床経過と疾患の本態の関連を総合的に理解する能力を身につける。

SBOs:

1. 病理解剖の法的制約・手続きを説明できる。(想起)
2. ご遺族に対して病理解剖の目的と意義を説明できる。(解釈)
3. ご遺体に対して礼をもって接する。(態度)
4. 臨床経過とその問題点を的確に説明できる。(問題解決)

5. 病理所見 (肉眼・組織像) とその示す意味を説明できる。(問題解決)
6. 症例の報告ができる。(解釈)

V. CPC レポート作成指導の実施に関する提言

1. CPC レポートの質の向上に資するために、(社) 日本病理学会はレポートの標準的書式等を提示する。
 2. CPC レポート作成の指導は日本病理学会認定病理専門医 (以下病理専門医) が行うことが望ましい。
 3. CPC レポート作成の指導にあたる病理専門医に対しては、研修指導医と同等の処遇が望ましい。
 4. 研修指定病院の研修委員会には、病理専門医の参加が必要である。
 5. 研修に必要な病理解剖数の確保については、研修委員会が責任をもつべきである。全ての研修医に均等に CPC レポート作成の機会が与えられる様な工夫が必要である。
 6. 病理解剖施設がない、あるいは病理専門医のいない研修指定病院にあつては、ご遺体を他施設に移送して病理解剖を行うなどの工夫が必要である。
 7. CPC (病理解剖報告会) の形式、研修医の発表方法に関しては、(社) 日本病理学会から、標準的な様式を提示する。
- * なお、これらの諸問題の対策のためにも、研修指定病院の選定にあつては (社) 日本病理学会認定病院、登録施設をご参照いただきたく、お願い申し上げます。

◇「学術研究・医学教育等における病理検体の使用に関する提言」について：この「提言」については、理事会で原案のとおり決定したことが総会で報告された。なお、同案に添付の“解説”については、一部用語の修正を要するため、あらためて後日報告することになった。今回の提言は以下のとおりである。

学術研究・医学教育等における病理検体の使用に関する提言

平成 14 年 11 月 13 日
 社団法人日本病理学会
 倫理委員会
 理事会

1. 病理検体を学術研究・医学教育等に使用 (以下、目的外使用) するにあつては、患者や家族の自己決定権の担保、個人情報やプライバシーの保護・管理、人権や利益の尊重がなされなければならない。これらの倫理的要件を保証する上で、病理検体の管理者である病理医は重要な役割を担っているので、それを具現するべく病理医は積極的に努力する責務がある。
2. 病理検体を学術研究や医学教育に使用する際には、原則として事前に患者本人や代諾者 (親権者や親族等) から文書による同意を得る必要がある。また、さかのぼって同意の得られない病理検体の使用には、倫理委員会など第三者からの承認を受けることが必要である。
3. 病理検体の目的外使用に関する承諾・同意の手続きは、各医療施設の実状に沿った方法で運用されるべき、と史料

される。同意を得るに際して、病理検体以外の残余検体（血液・尿など）やレントゲンフィルム、肉眼写真などと共に、包括的に同意を得ることも一つの方法である。

承諾書ないし同意書には、個人情報の保護、臓器・検体の取り扱いと保管、学術研究や医学教育への使用、倫理的配慮等について記載されることが必要である。

4. 病理検体の保管は患者の尊厳とプライバシーが保護される形でなされなければならない。これらの配慮は診断書、顕微鏡標本、パラフィン・ブロックあるいは肉眼写真についてもなされる必要がある。

なお、病理組織診断終了後の臓器・組織あるいは顕微鏡標本は患者本人に帰属する。従って、返却を求められた場合は、それに応じる必要がある。

5. 最も重要なことは、日常の医療で病理診断業務の意義と内容について理解を得る不断の努力を行うことである。社会の理解が進めば、病理業務の円滑な運営と学術研究・医学教育への貢献が担保される。

◇**病理専門医資格申請における不正について**：日本病理学会病理専門医制度運営委員会では、平成14年度（第20回）病理専門医試験を実施し、合格者を決定した。その後、合格者の中に受験資格申請の不正行為があったと発信人不明の告発があり、事実関係を調査した結果、不正を確認した。これらに基づき日本病理学会としての対応と処分を行った。

その経緯と結果は以下のとおりである。

本年度施行された日本病理学会病理専門医試験合格者の中に、受験資格申請の不正行為がありました。その内容は剖検報告書の偽造で、具体的には申請者本人が行っていない解剖について、あたかも本人が行ったかの様に解剖報告書類を作成して申請したものです。これは発信人不明の告発によるものでした。

それが事実であれば、日本病理学会ならびに日本病理専門医制度の社会的信用を著しく損なう問題であり、直ちに真偽のほどについて調査を開始し、その結果を待って本学会として何らかの対処をすることが決定されました。

具体的には日本病理学会から告発された施設の指導責任者に対して、告発内容の詳細な調査を行い、その結果を日本病理学会宛に正式文書として報告する様に勧告をしました。指導責任者および当事者からは、病理専門医部会担当理事ならびに病理専門医資格審査委員長に文書での報告がなされましたが、その内容は「指摘された不正事実の確認と専門医試験合格の辞退」でありました。その調査報告をもとに、日本病理学会としての対応ならびに処分について話し合われました。

病理専門医制度運営委員会としての結論は、(1) 本人に対して今回の受験資格申請の無効すなわち受験の取り消しと今後1年間の日本病理学会会員資格停止処分（今後4年間の受験資格なし）、ならびに(2) 指導責任者に対する文書での厳重注意でありました。その上で常任理事会ならびに持ち回り理事会でその方針が最終決定されました。また同時に、今回の事態の経緯と決定事項について、日本病理学会会報ならびに総会にて病理学会

会員に公表されることも決定されました。

今回の不正を資格審査の段階で指摘出来なかったことは、資格審査委員会としても十分に反省すべき点があります。今回の不正はワープロ印刷された剖検報告書に申請者本人の署名があったため、見逃されたと考えられます。今後このような不正が二度と起こらないよう、受験資格申請時の書類作成などの規定を変更すること、またその審査をより一層厳重に行うための対策を立てることとしました。具体的なことは別記のとおりです。

日本病理学会が認定する病理専門医の、医療および社会における信頼性向上を図るためにも、不正行為がなされないよう会員の皆様の理解と協力をお願いいたします。

平成14年11月

(社)日本病理学会

理事長 森 茂郎

病理専門医制度運営委員長 長村 義之

病理専門医資格審査委員長 下田 忠和

◇**病理専門医試験申請の書類作成に関する一部変更と注意事項について**：平成14年度の病理専門医受験資格申請について書類の記載不備あるいはその内容の記載についていくつかの問題が指摘されました。記載不備の場合には申請者に修正後提出するよう返却あるいは受験申請が受理されないことがあります。平成15年度以降の病理専門医受験申請に当たっては以下の点に留意して下さい。

1. 死体解剖資格：受験資格申請時に、死体解剖資格を得ていないと受験は認められません。受験の前年度末までに必ず死体解剖資格を得るようにして下さい。本年度は死体解剖資格申請を厚生労働省に申請中で、受験資格申請までにその資格認定が間に合わなかった人が数人いました。
2. 業績：受験資格申請に必要な業績は人体に関する論文、学会発表が3編以上です。学会発表には病理学会総会ならびに病理学会支部会が含まれますが、この場合は必ず抄録の写しあるいは発表内容の要約を添えて提出して下さい。また学会総会あるいは支部会発表の抄録のみで3編は望ましい状況ではなく、その内容をしかるべき雑誌あるいは“診断病理”等に投稿発表することが望ましい。病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は申請者本人が筆頭者であること。原著論文は人体病理に関するものの他、人体材料を用いた実験的研究も可です。
3. 剖検記録：剖検は申請者本人が自ら行った50例で、申請者本人ならびに指導医の自筆署名がなされた正式報告書原本（施設名が印刷されていること）のコピーとします。患者名はマジックなどで消して下さい。申請の為に新たにワープロなどで作成された剖検報告書は正式書類としては認められません。

また剖検報告書には主診断名、副所見の記載と病態なら

びに死因に関する考察の記載が必要です。本年度は診断名のみ(それも主診断のみ)で、疾患あるいは死因の解析がなされていない報告書が多く見受けられました。

4. 迅速診断: 50例のリストならびに申請者が署名したその病理診断報告書の写し(従来の申請書類様式から変更されています)。

日本病理学会病理専門医制度運営委員会
病理専門医受験資格審査委員会

◇2002年度病理学教育セミナー: 平成14年11月16日(土), 岡山大学医学部にて実施された。講師は, 17名で以下のとおりであった。

教育シンポジウム;

- ・モデレーター: 向井 清, 根本則道
- ・シンポジスト: 堤 寛, 安治敏樹, 倉田 毅, 佐多徹太郎, 定平吉都, 船田信頭, 堂浦克美

スライドセミナー;

中里洋一, 田丸淳一, 土屋真一, 森永正二郎, 向井 清, 三上芳喜, 野島孝之, 田口 尚

◇「**病理専門医**」資格の広告について: 社団法人日本病理学会は, 平成15年2月24日付で, 厚生労働省から「専門医資格認定団体」として認められた。このことにより, 本学会の認定する「**病理専門医**」資格について, 平成15年2月24日から広く社会一般に広告することが可能となった。

<例>

〇〇〇〇病院
日本病理学会認定 病理専門医
医師 〇〇〇〇(氏名)

日本病理学会としても, このような病理専門医の広告が, 医療を受ける患者サイドにとって病院の正しい機能表示となるよう活動を続け, さらに専門医制度の充実に努めます。

この「広告」のできるの, 本学会ホームページで名前が公開されている専門医です。

◇第92回総会(平成15年度): 九州大学を世話機関として, 恒吉正澄会長, 居石克夫副会長のもとで, 平成15年4月23日(水)~25日(金)の3日間, 福岡国際会議場にて開催された。

宿題報告は, 津田洋幸部長(国立がんセンター研究所)による「がん遺伝子トランスジェニックラットを用いた発がん研究」, 長村義之教授(東海大学)による「下垂体細胞および下垂体腺腫の機能分化の分子機構—転写因子を中心に—」, 居石克夫教授(九州大学)による「血管リモデリングの病理—血管内皮細胞の機能からみた病態解析と臨床研究への応用—」の3題であった。一般演題は, 1,134題が発表された。

このほか公開シンポジウム「遺伝子診断・DNAチップはHE染色に勝てるのか?—吉田富三生誕100年記念シンポジウム—」, シンポジウム1件6題, ワークショップ21件75題, ランチョンセミナー9題の発表と討論が行われた。

今後予定されている総会は, 以下のとおりである。

- 1) 第49回秋期特別総会(平成15年度)
世話機関: (財)癌研究会癌研究所病理部
代表世話人: 加藤 洋 部長
会 期: 平成15年11月20日(木)~21日(金)
会 場: 文京シビックホール
- 2) 第93回総会(平成16年度)
世話機関: 北海道大学医学部病理学教室
会 長: 長嶋和郎 教授
会 期: 平成16年6月9日(水)~11日(金)
会 場: 札幌コンベンションセンター
- 3) 第50回秋期特別総会(平成16年度)
世話機関: 名古屋市立大学医学部病理学教室
代表世話人: 栄本忠昭 教授
会 期: 平成16年12月2日(木)~3日(金)
会 場: 名古屋市民会館
- 4) 第94回総会(平成17年度)
世話機関: 東海大学医学部病理学教室
会 長: 長村義之 教授
会 期: 平成17年4月14日(木)~16日(土)
会 場: パシフィコ横浜

◇上記特別総会に関連して開催された理事会, 学術評議員会並びに総会について: 平成15年2月21日に東京・学士会館にて臨時理事会が, また4月22日(第92回総会の前日)に福岡国際会議場にて理事会が開催された。翌23日(学術集会初日)には学術評議員会, 24日には総会が開かれた。これらの理事会, 学術評議員会, 総会では, 理事長報告, 委員会委員長報告等が行われた。

協議事項としては, 平成14年度事業報告及び収支決算報告, 平成15年度追加事業, 名誉会員・功労賞の規定改訂, 会員の海外派遣, 外国学会会員の招へい事業が協議され, 原案どおり承認された。

更に総会では, 第94回(平成17年)総会会長, 平成15年度新学術評議員が決定した。

このほか, 理事会では, 平成14年度下期の新入会員64名(年度合計は192名)は全員承認された。

学術評議員会では, 新医師臨床研修制度の対応, 医学部内における病理学講座の在り方に関して活発な意見交換が行われた。

総会の席上で, 第4回(平成14年度)学術奨励賞の授与が行われた。

◇春期理事会: 平成15年2月21日(金)に赤門学士会館にて開催された。出席者は, 森 茂郎, 坂本穆彦, 廣橋説雄, 長村義之, 青笹克之, 栄本忠昭, 林 良夫, 井内康輝, 石黒信吾, 加藤 洋, 真鍋俊明, 向井 清, 根本則道, 小川勝洋, 笹野公伸, 居石克夫, 手塚文明, 恒吉正澄, 堤 寛(以上理事), 松原 修, 向井萬起男(監事), 海老澤達也, 大藪いづみ, 菊川敦子(以上事務局)の各氏であった。

森理事長の司会により議事を進行した。今回の議事録に署名する出席者代表に加藤 洋, 根本則道の両理事が指名された。

○報告事項として以下のことが報告された。

1. 理事長報告

(人事関係)

- (1) 日本学術会議第19期会員候補者(1名)に森理事長, 同推薦人(2名)に坂本, 長村常任理事, 同推薦人予備者(1名)に根本理事を推薦した。
- (2) 日本医学会の連絡委員に長村義之常任理事, 医学用語委員に坂本穆彦常任理事, 同代委員に森永正二郎部長(北里研究所)を推薦した。なお, 評議員は森理事長の留任(任期内)。
- (3) 赤木倫理委員会委員長の定年に関連して, 常任理事会で倫理委員会の機能強化, 委員の再構成等を検討した。新年度からの倫理委員会委員に井藤久雄教授(鳥取大学・再), 岡崎悦夫副院長(立川総合病院・再), 斎藤 建教授(自治医科大学・新), 武村民子部長(日本赤十字社医療センター・新), 堤 寛教授(藤田保健衛生大学・新)を常任理事会として推薦する。委員長に井藤久雄教授を要請すること, また委員に法律等の専門家を加入させることについて検討をお願いしたい。本件を理事会にお諮りする。
- (4) 平成14年12月3日, 「外科系学会社会保険委員会連合(外保連)」から加盟承認通知があった。

なお, 本学会からの委員は, 手術委員会委員に藤岡保範教授(杏林大学), 処置委員会委員に小俣好作部長(信州大学), 検査委員会委員に長村義之教授(東海大学), 実務委員会委員に水口國雄教授(帝京大学)を学会から推薦した。

- (5) 日本泌尿器科学会が主管する「精巣腫瘍取扱い規約」編集委員会病理側委員(2名)は, 森永正二郎(北里研究所・再), 田中祐吉(神奈川県立こども医療センター・新)の両学術評議員に決めた。
- (6) 東京都衛生検査所精度管理制度事業は, 本学会の精度管理の一つと位置づけ, 関東支部で担当することにし, 同支部の松谷章司(関東通信病院)精度管理小委員会委員が頭初の制度にある委員会委員に学会として推薦した。
- (7) 医療業務委員会社会保険小委員会に方山揚誠(八戸市立市民病院), 林徳真吉(長崎大学), 藤原睦憲(日赤医療センター)の各学術評議員を加えることにした。
- (8) 医療業務委員会剖検・病理技術小委員会委員に江澤英史学術評議員(放射線医学総合研究所)を加えることにした。

(会則関係)

- (9) 名誉会員制度改正に関しては, 前回理事会の決定に基づき, 会員からの意見をきいているところである。京極名誉会員から意見をもらったので, これについて常任理事会で審議した。この意見については, 理事長が回答する

ことにした。この制度改正については, 前回の理事会の決定の線を進めること, 名誉会員内規及び学術奨励賞・功労賞制度内規の変更条項並びにその他の関係規定を修正することの再確認を行った。本件は, 今春の総会に諮ることになっている。

(病理学会総会会長, 秋期特別総会世話人選出関係)

- (10) 学術集會会会長及び秋期特別学術集會世話人は, “自薦に基づく公募制”の採用が決まったので, 早速第94回(平成17年度)日本病理学会学術集會会会長選の実施について, 会報, ホームページで知らせた。この結果, 1名(長村義之教授・東海大学)の応募があり, 適切であると判断したので本件を本日理事会にお諮りする。

(会務一般)

- (11) 全国国公立大学病理部連絡会の在り方, 進め方を検討した。
- (12) 1月14日に病理関連衛生検査有志連絡会が開催され, 当面する問題を検討した。本学会からは理事長, 副理事長が出席した。
- (13) 病理診断の効率化, 精度管理などの尚一層の充実のために, 病理医が開設者となり, 病理業務を専業として行うオフィス, ないしは施設(仮に病理診断施設と呼ぶ)を開設することが現行の医師法に照合して可能かどうか厚生労働省に問い合わせる方向で検討中である。本件を医療業務委員会に付託する。
- (14) リスクマネジメント委員会の活動について常任理事会で審議した。この委員会は緊急時対応となることが考えられるという点で一致を見, 更に長村常任理事に機能の整理, 委員の人選等を依頼した。

なお, 委員候補としては, 長村, 坂本両常任理事, 井内理事, 野々村昭孝助教授(金沢大学)の名が挙げられている。

- (15) 1月15日に日本臨床細胞学会(会長ほか4名)と当面する問題を協議した。本学会からは理事長, 副理事長が出席した。
- (16) 病理関係技師の育成に関連して, 本学会と同学院(病理検査技師試験を実施している機関)との関係について常任理事会で検討している。坂本常任理事に本件のレポートを依頼している。
- (17) アドホック委員会でサブスペシャリティの討議を行っていただいている。

(委員会関係)

- (18) 本学会の新規事業学術カンファレンスの実施方法は, 学術委員会が検討中である(学術委員会)。
- (19) 日独病理学会交流事業は, 本学会会員の長期留学, ドイツからの受け入れについて, 独病理学会との細部打ち合わせのうえで実行することにした。受け入れのための予算, 日本側ホスト等を検討した(国際交流委員会)。
- (20) 先の理事会で決定し, 総会で発表した「学術研究・医学

教育等における病理検体の使用に関する提言」に関しては、その後、会員よりいくつかの意見が寄せられたので常任理事会で検討した。この結果、更に検討の余地があると判断したので、その旨を会報等で伝達した。次期倫理委員会に検討を要請する予定である（倫理委員会）。

- (21) 本学会ホームページの『論壇』の運用を開始した。今回は深山正久教授（東京大学）、岡崎悦夫副院長（立川総合病院）の記事を掲載した。また、ホームページの学会員専用欄アクセスのための UMIN への登録にあたって、会員個人のパスワード方式を取り入れることにした。このため本人の利用意思等の確認を行った（広報委員会）。
 - (22) 平成 15 年度の病理専門医・口腔病理専門医制度運営委員会学術評議員委員の選出は、従来通り学術評議員の選挙によって決まるが、今後の選出方法について思案した。今後の対応については、同委員会で審議してもらうことにした（病理専門医部会・口腔病理部会）。
 - (23) 将来構想計画委員会より、学会が近未来に対応すべき事項についてレポートを受け取った。夏前に委員会と理事会メンバーを中心とした勉強会を実施したい（将来構想計画委員会）。
- （その他）
- (24) 本学会の歴史に関する資料収集と整理を始めた。

2. 部会報告（長村義之病理専門医部会長）

- (1) 専門医広告のため、本学会から平成 14 年 11 月 28 日、厚生労働大臣に「専門医資格認定団体に係る基準該当届」を提出した。厚生労働省総務課に 1,808 名の病理専門医名簿を揃えたほか追加書類も 12 月 26 日には完了した。また、外部からの問い合わせに対応する体制を整備する必要から、各支部に連絡者を置くことにした。
- (2) 平成 14 年 12 月 11 日、本学会から森理事長、長村常任理事、井内康輝理事が厚生労働省の中島課長、中谷主任と面談し、「新医師臨床研修医制度における CPC レポート作成に関する指針」を提出した。また、同時に本学会の「臨床研修必修化におけるパブリックコメント」を行った。
- (3) 本学会で作成する「CPC 作成に関する提言、指針、レポート」を日本病理学会認定病院・登録施設の病院長に郵送することにした。なお、ワーキンググループ（井内康輝委員長）から、これを「新医師臨床研修制度小委員会（仮称）」として継続したい旨の提案があった。
- (4) 臨床研修必修化に伴い、① 病理専門医試験における受験資格の見直し、② 研修期間（例えば 4 年プラス 2 年）、③ 試験日の変更（例えば 11 月に）等を早急に検討する必要があるため、3 月 10 日の病理専門医制度運営委員会で対応することにした。
- (5) 厚生労働省から、「病理医不在の医療施設に対して、日本病理学会として剖検実施に向けて“剖検ネットワーク”を形成することが可能か」という問題の意見を求められ

たことについて、支部長の意向を伺っている。

- (6) 内科学会認定医制度審議会からの「病理解剖の資格者に関するの問い合わせ」については、2 月 5 日に、外科学会からの「日本病理学会の CPC 作成指導に関する提言案」に関する意見については、2 月 7 日に、それぞれ回答した。
- (7) 2 月 10 日の社会保険小委員会（水口國雄委員長）で、医療制度改革試案に伴う診療報酬体系の見直し、特定機能病院へ診断分類群（DPC）を基礎とした包括評価による支払い方式の 4 月からの導入などの情報交換を行った。更に平成 16 年度春の診療報酬改訂は大幅な変化が予想されるので、学会としての要望事項を検討している。
- (8) 全国国公立大学病理部会議を春秋の総会時に開催することにした。

3. 各種委員会委員長報告

(1) 財務委員会（坂本穆彦委員長）

常任理事会でまとめた各委員長から要請のあった新年度追加計画事業について、事項及び金額について審議した。その結果、剖検情報、医療業務、教育、国際交流及び支部の各委員会から提出された事項を原案のとおり、認めた。ただし、これに充てる予算の関係から当初予算の繰越予定額内に納めることにして承認した。

(2) 学術委員会（廣橋誠一委員長）

①第 49 回（平成 15 年度）秋期特別総会 A 演説は 25 題、B 演説は 8 題の応募があり、審議の上、投票し、それぞれ 10 題と 4 題を決めた。演説者は以下のとおり。理事会に推薦する。

○ A 演説（10 名）；谷田部匡（愛知県がんセンター）、石川雄一（癌研究会癌研究所）、池田栄二（慶應義塾大学）、伊藤浩史（宮崎医科大学）、伊藤彰彦（大阪大学）、鄭子文（東京大学）、下川功（長崎大学）、斎藤一郎（鶴見大学）、田中祐吉（神奈川県立こども医療センター）、富田祐彦（大阪大学）〔記載は、応募順〕

○ B 演説（4 名）；廣田誠一（大阪大学医学部附属病院）、山口岳彦（獨協医科大学越谷病院）、関邦彦（虎の門病院）、蔦幸治（国立がんセンター東病院）〔記載は、応募順〕

②あらたに計画した学術シンポジウム（1泊2日）は、平成 16 年 3 月に広島で開催する予定。

(3) 学術奨励賞選考委員会（青笹克之委員長）

第 4 回（平成 14 年度）学術奨励賞受賞候補者として応募者 5 名から以下の 4 名を選出し、理事会に推薦することにした。

田中伸哉（北海道大学）、鷹橋浩幸（慈恵会医科大学）、保坂直樹（公立豊岡病院）、高桑徹也（大阪大学）

(4) 剖検情報委員会（根本則道委員長）

剖検輯報の原稿は、予定される 769 施設のうち 72%

(550 施設) がフロッピー提出となった。

- (5) 病理専門医制度運営委員会 (堤 寛委員)
今年度の細胞診講習会は、5月17日(土)～18日(日)、11月1日(土)～2日(日)の2回、藤田保健衛生大学にて開催することが決まった。
- (6) 医療業務委員会 (井内康輝委員長)
①「病理業務における感染防止対策と廃棄物処理マニュアル」を改訂する。
②「病理医とは?」と題して、患者向けのパンフレットを発行する。
③剖検・病理技術小委員会委員に江沢英史学術評議員を追加する。
- (7) 教育委員会 (真鍋俊明委員長)
病理学教育を考えるワークショップ(平成14年8月2～3日,8月9～10日),さらにフォローアップワークショップ(9月23日)の報告を小冊子とした。次回のワークショップは、平成15年7月24～25日の予定。
- (8) 国際交流委員会 (恒吉正澄委員長)
①「第4回(平成14年度)本学会会員海外派遣事業」には、4名の応募があった。審議し、投票の結果、派遣候補者として以下の3名を決め、理事会に推薦することにした。
長沼 廣(仙台市立病院), 松本俊治(順天堂大学医学部), 佐野壽昭(徳島大学医学部)
②「第3回(平成15年度)海外病理学会会員の招へい事業」(翌年に実施する受け入れ会員)として保留していた浜名湖国際セミナー; 聖隷浜松病院担当(アメリカから1名, ドイツから1名)に関して、追加資料が提出されたので審議を行い、採択と決め、理事会に推薦することにした。なお、審議の中で一つの機関には金額的に多すぎないか、また、このセミナーは本学会会員にオープンにするのかなどの問題点も指摘された。
③第2回(平成14年度)会員の海外病理学会参加支援事業(平成15年3月までの後期分)は、4月の総会時に審査する。
- (9) 支部委員会 (栄本忠昭委員長)
①地区での新規事業計画として、細胞診講習会の開催準備費を要求した。
②「病理医不在の医療施設に対して、日本病理学会として剖検実施に向けて“病理剖検ネットワーク”を形成することが可能かどうか」,各支部長から地域の報告をもらった。神奈川県, 愛知県の両県で実施している現状もあるので、困難性はあるが検討していくことにした。

○協議事項については、以下のとおり、承認、決定が行われた。

1. 平成15年度新規事業追加計画に関する件
本日の財務委員会において、新年度新規事業として「剖検情報の非電化部分の電子化(剖検情報委員会)」,「“病理医を知ってもらおう”ための患者へのPRパンフレットの発行(医

療業務委員会)」,「ワークショップ記録(教育委員会)」,「ドイツ病理学会会員の受け入れ(国際交流委員会)」及び「細胞診講習会準備(支部委員会)」を決めたことの報告があり、協議の結果、同委員会案のとおり承認した。

2. 第94回(平成17年度)総会会長の選出の件
協議の結果、総会会長に長村義之教授(東海大学)を選出した。
3. 第49回(平成15年度)秋期特別総会 A・B 演説者の選出の件
本日の学術委員会において、A 演説10題, B 演説4題を候補として選出したとの報告があった。協議の結果、同委員会案のとおり承認した。
4. 平成14年度学術奨励賞受賞者の選出の件
本日の学術奨励賞選考委員会において、平成14年度学術奨励賞受賞候補者として4名を選出し、推薦することの報告があった。協議の結果、同委員会案のとおり承認した。
5. 第4回(平成14年度)会員海外派遣者等の選出の件
2月6日の国際交流委員会において、平成14年度本学会会員海外派遣候補者として3名, また、平成15年度海外病理学会会員招へい候補者として2名(アメリカ, ドイツ; 聖隷浜松病院担当)を推薦することにしたとの報告があった。協議の結果、前者は同委員会案のとおり承認した。しかし、後者の開催期間は、本学会秋期特別総会と重なることになり、会員の出席が望めないことから本案は不採択となった。
6. 名誉会員及び功労賞に関する件
常任理事会では、名誉会員制度改正案に関して会員の意見を求めてきたが、特段の変更要素もなかったので前回の理事会決定の線で進めることにしたことの説明があった。常任理事会で整理した「名誉会員内規及び学術奨励賞・功労賞制度内規の変更条項並びにその他の関係規定」(案)を承認した。
7. 新学術評議員候補者名簿に関する件
常任理事会で作成された平成15年度新学術評議員候補者名簿(44名)は、いずれも資格を有していると判断した。
8. 第92回(平成15年度)総会に付議する事項の件
次回総会時における総会議事事項が諮られ、審議の結果、原案のとおり承認した。
9. 各種委員会委員の選出に関する件
新年度からの各種委員会委員の任期満了に伴う一部交代があり、協議の結果、関係委員(新規及び留任もある。)を以下のとおり決定した。
- | 委員会名 | 選出した委員 |
|----------|--|
| ・学 術 | 3名: 小池盛雄(新), 高橋雅英(新), 立松正衛(新) |
| ・研究推進 | 2名: 鈴木 貴(新), 横崎 宏(新) |
| ・病理専門医制度 | 4名: 橋本 洋(再), 黒田 誠(再), 清水道生(新), 田村浩一(新) |

- ・医療業務 3名：松下 央(再)，中村栄男(再)，中村真一(再)
 - ・口腔病理専門医制度 3名：山本浩嗣(再)，小宮山一雄(新)，武田泰典(新)
 - ・教育 2名：中島 孝(再)，澤井高志(再)
 - ・国際交流 2名：松本俊治(新)，中沼安二(新)
- 注) 病理専門医制度，口腔病理専門医制度の両委員会は，選挙結果。

10. 病理剖検ネットワークに関する件

新医師臨床研修必修化に関して，厚生労働省の平成14年12月11日の省令で「剖検例を対象としたCPC(臨床病理検討会)の病理医の指導のもとでの実施，CPCレポート作成等」が義務付けられるようになるため，「病理医不在の医療施設が臨床研修病院となった場合」に本学会がこれを補う「病理剖検ネットワーク」を設置することが可能かどうか審議した。支部委員会によると神奈川県及び愛知県のほんの一部で実施されているだけで，予算，人事等のこともあり困難性が高いと思われるが検討していく必要はあると報告された。

今後の課題とした。

11. 学術評議員会審議事項に関する件

第92回日本病理学会総会時に行われる学術評議員会における評議事項が諮られ，審議の結果，「臨床研修制度における諸問題」を中心に検討することにした。

◇**理事会**：平成15年4月22日(火)に福岡国際会議場にて開催された。出席者は，森 茂郎，坂本穆彦，廣橋説雄，長村義之，青笹克之，柴本忠昭，井内康輝，石黒信吾，加藤 洋，真鍋俊明，向井 清，根本則道，小川勝洋，居石克夫，手塚文明，恒吉正澄，堤 寛(以上理事)，松原 修，向井萬起男(以上監事)，海老澤達也，大藪いづみ，菊川敦子(以上事務局)の各氏であった。

森理事長の司会により議事を進行した。今回の議事録に署名する出席者代表に青笹克之，堤 寛の両理事が指名された。

○**報告事項として以下のことが報告された。**

1. 理事長報告

- (1) 副理事長の一部交代を行うこととし，坂本副理事長に代わって広橋常任理事の就任を予定した。
- (2) 拡大将来構想計画委員会を4月以降の週末，1泊2日(明くる日午前中)等を条件にして開催できないか検討している。
- (3) 日本病理学会ホームページで「病理医募集広告欄」を設置していることを本学会認定研修施設の長に知らせた。既に希望病院からその要請があった。
- (4) 本学会病理専門医を周知のため，医療シリーズ「専門医特集」(週刊朝日，5月2日号)の「病理専門医特集」を広告掲載することにした。
- (5) 財務委員会で平成14年度収支決算(案)が審議され，承認された。
- (6) A, B 演説座長に一部変更が生じたが，学術委員会で再

確認された。

- (7) 研修施設の更新は，3月14日の病理専門医制度運営委員会で審査の結果，いづれも承認された。
- (8) 医療保険として「病理診断」は，包括評価となることとされているので，病理に関わる判断料(技術料，ドクターズフィー)を出来高払いとすることを要望することにした。
- (9) 新医師臨床研修制度に関して，堂本英治厚生労働省大臣官房厚生科学課課長補佐(本学会会員)に側面から助力を願うことにした。
- (10) 「リスクマネジメント委員会」は，理事長直属の委員会とし，取り扱う事項及び構成委員等の骨子案をまとめた。
- (11) 「地域病理ネットワーク委員会(仮称)」の設置目的，委員会の性格，委員の任期等の骨子案をまとめた。
- (12) 「全国大学病院病理部連絡会議(仮称)」は，総会3日目に開催することにした。特定機能病院の総括評価，大学病理部の在り方及び臨床研修必修化等について，協議することにした。
- (13) 4月2日，森理事長は，University of Erlangenにドイツ病理学会総務幹事であるDr. Thomas Kirchnerを訪問し，奨学金の運用方法，両学会の交流の在り方について意見交換を行った。

主な事項は，奨学生としての本学会若手病理専攻者の選出を7月末までには決めたいこと，ドイツ病理学会の好意に応えるために本学会でもドイツからの来日者に100万円の用意をしたこと，両学会の会合は，国際会議などを利用して行うこと等が合意された。

- (14) 「第3回(平成15年度)海外病理学会会員の招へい事業」は，3件の応募があり，国際交流委員会で審議された。このうち「浜名湖国際セミナー」(聖隷浜松病院担当)については，理事会で不採択となったが，この事業が本学会秋期特別総会の期日と重ならないことが判明したので，再度理事会に諮ることにした。
- (15) 渡辺昌俊学術評議員(三重大学)の「第3回(平成13年度)海外派遣報告書」を会報に掲載した。
- (16) 本学会とIAP日本支部との将来的な協調関係の在り方を検討した。
- (17) 事務局が手狭となっているので，現状程度の維持経費で移転が可能か検討した。

2. 各種委員会委員長報告

- (1) 広報委員会(森 茂郎委員長)
 - ① 本委員会委員長に坂本常任理事の就任を決めた。
 - ② 本学会で発行する各誌面に社会にアピールする記事の掲載を充実したり，また，ホームページを利用して生涯教育ができないかなどの意見があった。
- (2) 財務委員会(坂本穆彦委員長)
 - ① 各委員長から要請のあった新年度分追加事業について審議した結果，剖検情報，医療業務，教育，国際交流

及び支部の各委員会から出された事項を原案のとおり、承認した。ただし、これに充てる予算は、昨秋決定の当初予算当該年度繰越予定額以内に納めることで了承した。

②平成 14 年度収支決算を承認した。

③本学会の財務全般を見直すために監事に協力願うことにした。

(3) 学術委員会（廣橋説雄委員長）

2月の理事会で A, B 演説担当者及び座長（司会者）を決めたが座長に一部変更が生じたので、学術委員会で再確認した。

(4) 研究推進委員会（廣橋説雄委員長）

①委員会主催である本年度の技術講習会は、8月27日～29日、慶應義塾大学において20名を募集して開催することにした。

②新規事業である学術カンファレンスは、平成16年4月30日～5月1日に広島において開催することにした。

(5) 編集委員会（廣橋説雄委員長）

1) 「Pathology International」は、

①投稿数は例年並であるが、年後半に採択率が低下し、合冊を生じた。

②カラー印刷は1号当たり8ページまでは5万円で印刷できることになり、8ページを超えると各著者の2ページ以降は従来どおり14万円となる。

③電子投稿を検討中である。

④編集長が再任されたときは、2年とすることを検討したが保留となった。

2) 「剖検輯報」は、

①発行は大幅に遅れた。平成13年度分の登録は、フロッピーによる入力率は65.8%であった。

②電算化は、1974年以降のものは終了しているがこれ以前のものはいまだ作業中である。

③大量のバックナンバーの保管について、対応中である。

3) 「診断病理」の業務は、順調に進んだ。

(6) 病理専門医制度運営委員会（長村義之委員長）

①平成14年度認定病院・登録施設の更新は、それぞれ148件、86件の申請があったが、いずれも承認した。このうち認定病院4件で学術評議員でない者がいるが充分資格を満たしているので問合わせ、確認することを条件として認めているものを含んでいる。

②試験実施委員長に黒田 誠委員を選出した。

③臨床研修の目標を定め、受験資格として病理にたづさわる研修期間を3年か4年かを早急に決める必要がある。

④医療制度改革試案に伴う診療報酬体系の見直し、特定機能病院へ診断分類群（DPC）を基礎とした包括評価による支払い方式の導入などの情報交換を行った。更に平成16年度春の診療報酬改訂は大幅な変化が予想

されるので、委員の強化や学会としての要望書のまとめを行っていく予定である。

(7) 医療業務委員会（井内康輝委員長）

1) 委員会活動について以下のとおり報告された。

①コンサルテーション小委員会では、新たなコンサルテーションガイドラインを平成15年度4月1日から適用した。また、コンサルタント名簿（平成15,16年度）を作成した。

②社会保険小委員会では、包括医療における病理検査について検討した。

③精度管理小委員会では、一人病理医施設における精度管理の追加ガイドラインを検討した。また、細胞診における陰性症例への対応を検討した。

④剖検・病理技術小委員会では、病理医の紹介リーフレット「病理診断ってなに？」を作成し、各支部等に配布した。増刷が必要なときは各支部長か医療業務委員長のところにCD-Rで配布してあるので連絡願うことにした。

⑤求人情報小委員会では、本学会ホームページに求人情報欄を設けた。

2) アドホック委員会で作成されたCPCレポート作成に関する諸資料は、関係者に冊子として配布した。

(8) 認定口腔病理医制度運営委員会（真鍋委員）

口腔病理専門医の公示ができるよう望んでいる。さらに本学会からのサポートを期待している。

(9) 教育委員会（真鍋俊明委員長）

今年度も「病理学教育を考えるワークショップ」を平成15年8月3～4日で計画している。

(10) 国際交流委員会（恒吉正澄委員長）

①「第3回（平成15年度）海外病理学会会員の招へい事業」として、浜名湖国際セミナー；聖隷浜松病院担当（アメリカから1名、ドイツから1名）及び共同研究、招待講演；東北大学担当（アメリカから1名）を採択と決めた。

②第2回（平成14年度）会員の海外病理学会参加支援事業（平成15年3月までの後期分）は、宮川 文会員（京都大学）を採択と決めた。

③ドイツ留学に関する件は、委員長に一任した。

(11) 支部委員会（柴本忠昭委員長）

①地区総会で支部長選出規定部分を改訂するために、支部内規（標準）改定案を早急に作成することにした。

②井内委員から「地域病理ネットワーク検討委員会」設置試案の説明があった。実際問題としてどのような単位で何処まで広げられるのか、カバーする病院がわからない等の問題も多いが意見交換の後、同委員会の設置を承認し、その活動をもり立てていくことにした。

3. 第92回（平成15年度）総会の件

恒吉会長から、明日（4月23日）からの会議準備状況の報告があった。

○協議事項については、以下のとおり、承認、決定が行われた。

1. 平成14年度事業報告並びに収支決算に関する件
坂本常任理事から、「平成14年度事業報告並びに収支決算書（平成15年3月31日まで）（案）」による説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
2. 外国学会会員の招へい等に関する件
 - ①第3回（平成15年度）海外病理学会会員の招へい事業は、国際国流委員会の原案のとおり、2件（聖隷浜松病院担当2名、東北大学担当1名）を承認した。
 - ②第2回（平成14年度）会員の海外病理学会参加支援（平成15年3月までの後期分）事業は、国際国流委員会の原案のとおり1名（京都大学）を承認した。
 - ③森 理事長から、ドイツ病理学会との留学生相互交換事業の提案説明があり、これを承認した。
3. 新入会員の承認の件
常任理事会で作成された平成14年度新入会員名簿（下期64名）を承認した。なお、平成14年度入会者合計は192名である。
4. 副理事長の交代の件

副理事長のうち1名は、坂本常任理事から広橋常任理事に交代することを承認した。

◇学術評議員会：平成15年4月23日（火）、福岡国際会議場で開催され、恒吉正澄会長を議長に選び議事を進行した。議事録署名の出席者代表として、根本則道（日本大学）、坂元亨字（慶應義塾大学）の両学術評議員が指名された。

会議では、当面する課題として、「新医師臨床研修制度の対応について」及び「医学部内における病理学講座のあり方について」をメインテーマに活発な討論が行われた。

「新医師臨床研修制度の対応について」は、長村常任理事から新医師臨床研修制度に関する主要事項の基調報告と問題点の説明があり、その後、意見交換、質疑応答が行われた。

「医学部内における病理学講座のあり方について」は、最初に、森理事長から、最近、病理の講座に対する様々な考え方があって、大学間で必ずしも同じではないが、基礎講座から臨床講座に、全てが一つになったことなど病理学講座のあり方に新しいスタイルが試みられていることの報告があった。

これらの経験のある深山、長村、真鍋、中島各教授にスピーカーとなっていただき、その経緯、効用、問題点などについて、指摘してもらった後、意見交換、質疑応答が行われた。

◇会員総会：平成15年4月24日（木）に福岡国際会議場にて、正会員数3,937名のうち2,128名（うち委任状出席者1,751名）の出席を得て開催された。恒吉正澄会長を議長に選び議事を進行した。議事録署名の出席者代表として、筒井祥博（浜松医科大学）、山川光徳（山形大学）の両会員が指名された。

○報告事項は、以下のとおり。

森理事長から、本総会に関連して開催された理事会と同様の

報告並びに審議結果の報告等がなされた。

○協議事項については、以下のとおり、承認、決定が行われた。

1. 平成14年度事業報告並びに決算報告の件
坂本財務担当理事から、平成14年度事業報告並びに収支決算書（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）（案）の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。
2. 平成15年度新規事業計画に関する件
坂本財務担当理事から、平成15年度新規事業計画追加（案）の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。
3. 会員の海外派遣、外国学会会員の招へい等に関する件
恒吉国際交流委員長から以下の事業が諮られ、原案のとおり決定した。
 - ①第4回（平成14年度）本学会会員海外派遣者事業；3名。長沼 廣（仙台市立病院）、松本俊治（順天堂大学医学部）、佐野壽昭（徳島大学医学部）
 - ②平成15年度外国学会会員招へい事業；2件3名（アメリカから1名、ドイツから1名・聖隷浜松病院担当、アメリカから1名・東北大学担当）。なお、1件1名取消し（イタリアから1名・九州大学担当）。
 - ③会員の海外病理学会参加支援事業（後期分）；1名。宮川文（京都大学医学部附属病院）
 また、ドイツ病理学会との留学生交換事業は、近く公募する予定であることが報告された。
4. 名誉会員、功労賞等に関する件
森理事長から、名誉会員、功労賞の変更提案の趣旨・経過説明が、また坂本常任理事から名誉会員内規、学術奨励賞・功労賞内規等の変更条項新旧対照表による説明がそれぞれあり、協議の結果、原案のとおり決定した。
5. 第94回（平成17年）総会会長の選出の件
会長は、長村義之教授（東海大学）に決定した。新会長から、4月14日（木）～16日（土）、横浜パシフィコを予定しているとの案内があった。
6. 新学術評議員承認の件
新学術評議員は、平成15年度新学術評議員候補者名簿（44名）のとおり決定した。

◇定款施行細則及び名誉会員内規等の改訂について：名誉会員内規及び学術奨励賞制定内規の改訂が承認された。併せて同改訂に伴って定款施行細則、会費規程及び学術奨励賞選考委員会内規の一部変更が行われた。

なお、「学術奨励賞・功労賞制定内規」を「学術奨励賞制定内規」、「学術奨励賞・功労賞選考委員会内規」を「学術奨励賞選考委員会内規」と名称の変更を行った。

新たな定款施行細則及び名誉会員内規等は、以下のとおりである。

定 款 施 行 細 則

（平成11年1月7日制定施行，同12年4月12日一部改正，同13年4月6日一部改正，同14年3月27日一部改正，

同14年7月8日一部改正)

平成15年4月24日一部改正

第1章 会 員

第1条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費とともに理事長宛て提出するものとする。

2 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人からその旨を通知する。

第2条 会員は、その主たる職場又は住居の在る都道府県により、別に定める区分によって、それぞれの支部に所属するものとする。

第3条 名誉会員は、別に定める内規により理事会の提議に基づいて総会の議を経て推戴されるものとする。

2 名誉会員に推戴されたときは、理事長よりその旨を通知する。

3 名誉会員は、学術評議員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第4条 正会員、学生会員及び名誉会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しないときは、この限りではない。

(1) この法人の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること。

(2) 別に定める投稿規定に従って、論文その他を「日本病理学会会誌」,「PathologyInternational」及び「診断病理」に投稿すること。

第5条 会員は、この法人の行う各種の行事に参加することができる。

第6条 会員は、1年分の会費を前納しなければならない。

第2章 入会金及び会費

第7条 この法人の会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額
正 会 員	
学術評議員	20,000 円
一般会員	15,000 円
一般会員 (大学院生・初期研修医)	10,000 円
学 生 会 員	5,000 円
名 誉 会 員	無 料
	(機関誌「欧文誌」の希望者は実費)
賛 助 会 員	50,000 円以上
機 関 会 員	5,000 円

2 満65歳に達した学術評議員歴25年以上の会員で、5年分の会費相当額(学術評議員会費)を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布するが「Pathology International」は、希望者に実費で配布する。

第8条 会費の納入は、年1回とし、毎年度3月末日までに前納しなければならない。ただし、会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

第9条 入会金は、当分の間、納入することを要しない。

第3章 役員を選任

第10条 役員(理事、監事)は、就任時年度内の年齢が満63歳以下の者とする。

2 役員は、選挙(郵便投票)によって選出し、総会で選任する。

第11条 理事は、次の各号に定める方法によって選出する。

(1) 理事長は、選出された理事名簿(地方区選出理事と全国区選出理事)により、第二段選挙(郵便投票)によって選出すること

(2) 副理事長(2名)及び常任理事(財務、学術・研究、病理専門医部会担当の3名)は、理事長が理事のうちから推薦し、理事会で選出すること

(3) 地方区選出理事は、各支部に所属する正会員による選挙によって選出すること

(4) 全国区選出理事は、正会員による選挙によって選出すること

(5) その他理事の選出に関し必要な事項は、別に定めること

第12条 監事は、正会員による選挙(郵便投票)によって選出する。

2 監事には、この法人の理事又はその親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。

第4章 支 部

第13条 この法人の支部は、北海道、東北(新潟県を含む)、関東(山梨県を含む)、中部(三重県を含む)、近畿、中国四国および九州沖縄の7支部とする。

第14条 各支部に支部長を置く。

2 その選出は各支部に所属する正会員の選挙による。

3 支部長は、地方区選出理事となる。

第5章 学 術 集 会

第15条 この法人は、毎年春秋2期にそれぞれ学術集会及び秋期特別学術集会を開催する。

第16条 学術集会の会期は4月、秋期特別学術集会の会期は11月とする。ただし、何れの会期も時宜により変更することができる。開会期間は何れも2日ないしは4日の間とする。

第17条 この法人に学術集會会長(以下、「会長」という。)及び次期学術集會会長各1名を置く。

2 学術集会に、会長のほか副会長1名を置く。ただし、うち1名はこの法人の総会開催地に所属機関をもつ学術評議員でなければならない。

- (1) 会長は、学術集会を主催し、その運営を統括すること
- (2) 副会長は、会長を補佐し、又は必要があるときは会長を代理すること
- (3) 会長、副会長は、必要があるときは理事会に出席して、意見を述べるができること

第18条 次期会長は、理事会においてその候補者を選考し、総会において決定する。

- 2 会長の候補者は、就任時の年齢が満65歳以下の者とする。

第19条 秋期特別学術集会の運営は、別に定める。

第6章 刊 行 物

第20条 この法人の機関誌として、「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」を発行し、「日本病理学会会誌」及び「診断病理」は、和文誌とし、「Pathology International」は、欧文誌とする。

- 2 「日本病理学会会誌」は、原則として年間2回、「Pathology International」は、年間12回、「診断病理」は、年間4回発行する。投稿原稿の取り扱いはそのそれぞれの投稿規定による。
- 3 この法人は、「日本病理剖検輯報」を原則として年1回発行するものとする。
- 4 それぞれの編集委員の選出、任期及び役割については、別に定める。

第7章 学 術 評 議 員

第21条 学術評議員の任期は、これを定めない。

- 2 学術評議員には、定款第19条及び第20条の条項を準用する。ただし、これらの条項中「役員」を「学術評議員」と読み替えるものとする。

第22条 学術評議員会は、理事長が招集する。

- 2 学術評議員会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。
- 3 学術評議員会の運営等については、別に定める。

第8章 補 則

第23条 この施行細則は、理事会及び総会の議決を経た上、定款の改正が文部大臣に認可された日から施行する。

第24条 この施行細則の改廃は、理事会の議を経て、総会で決定する。

附 則

1. この施行細則は、平成11年1月7日から制定施行する。

附 則

1. この施行細則は、平成12年4月12日から施行する。ただし、第7条の正会員の会費の額は、平成13年度会費か

ら適用する。

附 則

1. この施行細則は、平成13年4月6日から施行する。

附 則

1. この施行細則は、平成14年3月27日から施行する。ただし、第10条、第11条及び第12条の役員の選出並びに選任については、平成16年度役員選挙から適用する。

附 則

1. この施行細則は、平成14年7月8日から施行する。

附 則

1. この施行細則は、平成15年4月24日から施行する。ただし、平成16年度会費から適用する。

会 費 規 程

(平成9年6月4日制定、平成9年6月6日施行、平成11年1月7日一部改正、平成12年4月12日一部改正、平成14年7月8日一部改正)

平成15年4月24日一部改正

第1条 この規程は、定款第9条の規定に基づき、会員の入金及び会費について定める。

第2条 会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額
正 会 員	
学術評議員	20,000 円
一般会員	15,000 円
一般会員 (大学院生・初期研修医)	10,000 円
学 生 会 員	5,000 円
名 誉 会 員	無 料
賛 助 会 員	50,000 円以上
機 関 会 員	5,000 円

- 2 満65歳に達した学術評議員歴25年以上の会員で、5年分の会費相当額(学術評議員会費)を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布するが「Pathology International」は、希望者に実費で配布する。

第3条 会費の納入は、年1回とし、毎年度3月末日までに前納しなければならない。ただし、会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

第4条 入会金は、当分の間、納入することを要しない。

第5条 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第6条 この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

附 則

1. この規程は、平成9年6月4日制定し、平成9年6月6日から施行する。ただし、平成10年度会費から適用する。

附 則

1. この規程は、平成11年1月7日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成12年4月12日から施行する。ただし、正会員会費の額は、平成13年度会費から適用する。

附 則

1. この規程は、平成14年7月8日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年4月24日から施行する。ただし、平成16年度会費から適用する。

名 誉 会 員 内 規

(平成9年6月4日制定、平成9年6月6日施行、平成11年1月7日一部改正)

平成15年4月22日一部改正

1. この内規は、定款施行細則第3条に基づき、本会の名誉会員について定める。
2. 名誉会員は、満65歳に達した学術評議員歴25年以上の会費完納会員を対象とする。
理事会の議を経て、本人の承諾を得た後に総会で決定する。ただし、外国人にあっては、本学会に対する特別な貢献があったことを主眼に学術評議員が推薦し、理事会の議を経て、総会で決定する。
3. 名誉会員は、総会および学術集会に参加することができる。
4. 名誉会員は、総会における議決および役員選挙に参加することはできない。
5. 名誉会員は、委員会の委員になることはできない。
6. 名誉会員の就任にあたっては、あらかじめ終身会費を納入するものとする。
7. この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成9年6月4日制定し、平成9年6月6日から施行する。

附 則

1. この内規は、平成11年1月7日から施行する。

附 則

1. この内規は、平成15年4月22日から施行する。ただし、

平成16年度から適用する。

学術奨励賞制定内規

(平成11年11月18日制定施行)

平成15年4月22日一部改正

1. 趣 旨

この内規は、社団法人日本病理学会が行う会員の表彰について、必要事項を定めるものとする。

2. 受賞者

- (1) 表彰は、学術奨励賞とする。
- (2) 学術奨励賞は、病理学の基礎的研究及び診断業務の中で特に優れた学術的貢献を行った本学会若手会員に与えられる。この場合の受賞対象者は、その年の3月31日段階で3年以上の会員歴をもつ40歳以下の会員とする。

3. 候補者推薦の公募

- (1) それぞれの候補者の推薦は、公募によって受け付ける。
- (2) 学術評議員は、この目的に合致した特に優れた学術研究ならびに事業に特に貢献したと考える者を推薦することができる。
- (3) 春期総会、秋期特別総会の会長、世話人、座長は、これらの学会で特に優れた発表を行った者を推薦することが薦められる。
- (4) 学術奨励賞については、Pathology International 編集長は、既に掲載した中から特に優れた論文を推薦することが薦められる。

4. 受賞候補者の選考

- (1) 受賞候補者選考のため、学術奨励賞選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を設置する。
- (2) 選考委員会は、年度末に学術評議員に候補者の推薦を公募した上で、寄せられた被推薦者の中から受賞候補者を選考し、理事会に諮るものとする。
- (3) 選考委員会の内規は、別に定める。

5. 受賞者の表彰

- (1) 年間数名に学術奨励賞を与える。
- (2) 学術奨励賞受賞者には、正賞としての賞状、及び副賞として賞金と記念品を贈呈する。
- (3) 次年度の総会において理事長が表彰する。

6. この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成11年11月18日制定施行する。

附 則

1. この内規は、平成15年4月22日施行する。

学術奨励賞選考委員会内規

(平成11年11月18日制定施行、同11年7月8日一部改正)

平成15年4月22日一部改正

1. 学術奨励賞制定内規に基づき、学術奨励賞選考委員会(以下、「選考委員会」という。)内規を定める。
2. 選考委員会は、学術奨励賞受賞候補者を選考する。
3. 選考委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学術委員会委員長
 - (2) 病理専門医制度運営委員会委員長
 - (3) 教育委員会委員長
 - (4) 学術委員会理事委員 4名
4. 委員長は、非常任理事委員のなかから委員の互選によって決定する。
5. 委員の任期は、それぞれの役職の任期とする。
6. 委員長は、推薦内容を評価するにあたり、必要に応じてレフリーを指名し、その意見を聞くことができる。
7. この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成 11 年 11 月 18 日制定施行する。

附 則

1. この内規は、平成 14 年 7 月 8 日施行する。

附 則

1. この内規は、平成 15 年 4 月 22 日施行する。

◇**会員の海外派遣等の国際交流について**：今年度事業計画に係る「海外病理学会会員の招へい」及び「会員の海外病理学会参加支援」事業は、以下のとおり決定した。

- (1) 第 4 回(平成 14 年度)本学会会員海外派遣者は、長沼 廣(仙台市立病院)、松本俊治(順天堂大学医学部)、佐野壽昭(徳島大学医学部)の各学術評議員。
- (2) 第 4 回(平成 15 年度)海外病理学会会員の招へい事業は、2 件 3 名(アメリカから 1 名、ドイツから 1 名・聖隷浜松病院担当、アメリカから 1 名・東北大学担当)。なお、既に決まっていた 1 件 1 名(イタリアから 1 名・九州大学担当)は取消した。
- (3) 第 2 回(平成 14 年度)会員の海外病理学会参加支援者(平成 15 年 3 月までの後期分)は、宮川 文(京都大学医学部付属病院) 会員。

◇**平成 14 年度学術奨励賞の授与について**：平成 14 年度学術奨励賞受賞者は以下の 4 名の会員に決定した。総会の席上で森理事長から、各受賞者に賞状及び記念品が授与された。

- ・保坂直樹(公立豊岡病院)；地域医療の現場からの多数の症例報告
- ・鷹橋浩幸(東京慈恵会医科大学)；生殖器悪性腫瘍とくに卵巣癌、前立腺癌の分子病理学的解析
- ・高桑徹也(大阪大学大学院医学系研究科)；リンパ腫等における Fa s 遺伝子異常の研究
- ・田中伸哉(北海道大学大学院医学研究科)；細胞内シグナル伝達アダプター分子 CRK の細胞病理学的解析

◇**総会会長の選出について**：第 94 回(平成 17 年)総会会長は長村義之教授(東海大学)に決定した。

◇**平成 15 年度新学術評議員について**：下記の 44 名が新学術評

議員に決定した。

安達 章子	赤松 裕子	秋山 隆	味岡 洋一
駄阿 勉	蒲池 綾子	広川 佳史	廣瀬 茂道
池田 通	稲田 健一	伊禮 功	河野 尚美
河内 茂人	窪田 展久	黒田 一	松下 能文
森山佐知子	村瀬 貴幸	中塚 伸一	西川 眞史
信川 文誠	緒方謙太郎	小川 高史	大喜多 肇
小野 一雄	斎藤 一郎	齋藤 生朗	酒井 優
仙波 秀峰	新村祐一郎	篠原 敏也	鷹橋 浩幸
猛尾 弘照	富田 茂樹	豊澤 悟	坪田ゆかり
常山 幸一	津浦 幸夫	上原 久典	上杉 憲幸
山口 正明	山本 暁	安田 恵美	米増 博俊

◇**平成 15 年度第 1 回細胞診講習会**：堤 寛世話人(藤田保健衛生大学)のもとで、平成 15 年 5 月 17 日(土)～18 日(日)、藤田保健衛生大学にて実施された。67 名が受講した。講師は、堤寛、越川 卓、長坂徹郎、石原明徳の 4 名であった。

◇**臨時理事会**：平成 15 年 7 月 8 日(火)、持回り理事会を開催して、協議事項として以下のとおり、承認、決定された。

1. 諸規定の改訂に関する件

本件は、広報委員長の選任、Pathology International 編集長の再任に関して、交代を含めた緊急性のある法的案件に鑑み、持回りで審議した。

(1) 広報委員会内規の改訂に関する件

1) 広報委員会委員長の選出方法の改訂

広報委員会内規における広報委員長の選出方法の改訂については、既に理事会でその事由、内容(企画委員長と広報委員長の兼務を打開。)が諮られ、承認されていた。今回は当該条文を諮ったものであり、原案のとおり承認された。

2) 広報委員長の選任

「広報委員長は、理事会にて選任するものとする。」となり、既に広報委員長は、坂本常任理事が広報委員会で選ばれ、理事会で承認されていることを再確認した。

(2) Pathology International 編集長選考細則の改訂に関する件

1) Pathology International 編集長の選出方法の改訂

Pathology International 編集長選考細則における同編集長の選出方法の改訂については、既に理事会で諮られたが保留となっていた。今回は改めて当該条文を諮ったものであり、原案のとおり承認された。

2) Pathology International 編集長の選任

これにより現編集長の任期(4 年・再任以降は 2 年)の満了(平成 16 年 3 月 31 日)前の今秋末までには公募(今回から)を行い、応募のあった編集長候補者の中から、理事会で選任を行うことになったことを再確認した。

◇**広報委員会内規及び Pathology International 編集長選考細則の改訂について**：臨時(持回り)理事会において、「広報委員会内規」及び「Pathology International 編集長選考細則」の

一部変更が承認された。今回の改訂は、「広報委員会内規」における広報委員長の選出方法を改訂し、企画委員長と広報委員長の兼務を解消したこと、また、Pathology International 編集長の選任に当たっては、公募制とし、再任以降の任期を2年と短縮したことである。新たな規定は以下のとおりである。

○ 広 報 委 員 会 内 規

(平成10年4月13日制定施行, 同11年1月7日一部改正, 同15年7月8日一部改正)

1. 常置委員会規程に基づき、広報委員会(以下「本委員会」という)内規を定める。
2. 本委員会は、以下に掲げる事項を担当する。
 - (1) 日本病理学会会報の発行に関すること
 - (2) 病理学における各種統計の運用に関すること
 - (3) その他内外の広報活動に関すること
3. 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 常任理事
 - (2) 企画・広報担当理事
 - (3) 理事会で選出された理事4名
 - (4) 理事会で承認された学術評議員 若干名
4. 委員長は、理事会にて選任するものとする。
5. この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成15年7月8日から施行する。

○ Pathology International 編集長選考細則

(平成10年4月13日制定施行, 同11年1月7日一部改正, 同15年7月8日一部改正)

1. Pathology International 刊行委員会内規に基づき、Pathology International 編集長選考細則を定める。
2. Pathology International 編集長(editor)は、公募する。応募のあった編集長候補者の中から理事会にて選任するものとする。
3. Pathology International 編集長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任以降の任期は2年とする。
4. Pathology International 編集長の選出は、任期の切れる前年度の秋までにこれを終了するものとする。
5. この細則の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は、平成15年7月8日から施行する。

◇関東支部夏期病理診断セミナー：糸山進次世話人(埼玉医科大学)のもとで、平成15年7月19日(土)～20日(日)、埼玉医科大学にて実施された。45名が受講した。講師は、堀田知光、定平吉都、伊藤雅文、根本啓一、茅野秀一、糸山進次の6名であった。

◇第20回病理専門医試験について：平成14年7月27日(土)～28日(日)、東京大学にて実施された。87名が受験し、74名が合格した(合格率85.1%)。合格者氏名並びに病理専門医登録

番号は、次のとおりである(登録年月日：平成14年7月30日)。なお、その後、別記の理由により、上記のうち1名が受験及び合格を取り消された。

平成14年度病理専門医合格者氏名

認定番号	氏名	認定番号	氏名
2298	薦 幸治	2335	鎌田 和久
2299	武山 淳二	2336	福島 万奈
2300	鹿野 哲	2337	池田 仁
2301	楠美 智巳	2338	大久保恵理子
2302	三輪 秀明	2339	松永 研吾
2303	益澤 尚子	2340	中山 剛
2304	知念 克也	2341	若槻 真吾
2305	榊 美佳	2342	富田 茂樹
2306	岡田 真也	2343	前田 宜延
2307	下山 英	2344	吉田 孝友
2308	加藤 裕也	2345	村上 仁彦
2309	林野 文	2346	高橋 利幸
2310	上杉 憲幸	2347	柴原 純二
2311	石原 素子	2348	吉田恭太郎
2312	林 雄一郎	2349	高橋 卓也
2313	黒瀬 望	2350	渡辺 恵子
2314	佐竹 宣法	2351	岩佐 敏
2315	庄盛 浩平	2352	山崎 一人
2316	鈴木 潮人	2353	吉澤 明彦
2317	杉田 暁大	2354	東 守洋
2318	上原 剛	2355	中山 敏幸
2319	柳澤 信之	2356	吉田 学
2320	川森 俊人	2357	三上 修治
2321	尾矢 剛志	2358	梶田咲美乃
2322	山田 泰広	2359	浜谷 茂治
2323	長崎 真琴	2360	中塚 伸一
2324	野呂 昌弘	2361	小林 基弘
2325	岩田 洋介	2362	谷口 浩和
2326	中島 正洋	2363	密田 亜希
2327	小川 弥生	2364	近藤 英作
2328	小嶋 基寛	2365	信川 文誠
2329	富居 一範	2366	笠原 一郎
2330	石井 陽子	2367	長谷川千花子
2331	永井雄一郎	2368	富田 裕彦
2332	松本 学	2369	熊谷 二郎
2333	坂東 良美	2370	芳賀 孝之
2334	原 敦子		

また、病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第20回(平成14年度)(11名)

藤岡保範(委員長)、石倉 浩、加藤良平、菊地文史、黒田 誠、松野吉宏、仁木利郎、岡 輝明、斉藤 澄、清水道生、上田善彦

◇第10回口腔病理専門医試験について：第20回病理専門医試験と同日、同会場で行われた。3名が受験し、全員が合格した。合格者氏名並びに口腔病理専門医登録番号は、次のとおりである（登録年月日：平成14年7月30日）。

平成14年度口腔病理専門医合格者氏名

認定番号 氏 名

114 石丸 直澄 116 堀井 活子
115 河野 葉子

また、口腔病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第10回（平成14年度）（3名）

小宮山一雄（委員長）、石田 武、出雲俊之

◇第21回病理専門医試験について：平成15年7月26日（土）～27日（日）、名古屋市立大学にて実施された。87名が受験し、76名が合格した（合格率87.3%）。合格者氏名並びに病理専門医登録番号は、次のとおりである（登録年月日：平成15年7月29日）。

平成15年度病理専門医合格者氏名

登録番号 氏 名

2371 波多野 弁 2400 白瀬 智之
2372 伊藤しげみ 2401 小田中美恵子
2373 山口 倫 2402 安井 寛
2374 マリア メルニエイ 2403 藤ヶ崎純子
2375 桜井 礼 2404 山本 尚
2376 久米 佳子 2405 佐久間裕司
2377 江口 香 2406 尾崎 敬
2378 大月 寛郎 2407 松林 純
2379 柴田 理恵 2408 杜 雯林
2380 前田 永子 2409 川井 久美
2381 奥野 知子 2410 西山 憲一
2382 兵頭 隆史 2411 樋野 陽子
2383 久野 敏 2412 河崎 秀陽
2384 松山 篤二 2413 中村 光利
2385 田代 敬 2414 高屋敷典生
2386 大森 昌子 2415 二之宮謙次郎
2387 吉田 牧子 2416 三橋 智子
2388 潮見 隆之 2417 高橋恵美子
2389 成瀬 桂史 2418 神戸美千代
2390 前田 一郎 2419 石津 明洋
2391 下山田博明 2420 松山 高明
2392 水田 直美 2421 神谷 誠
2393 土井 玲子 2422 伊藤 栄作
2394 山崎 文朗 2423 榎本 泰典
2395 斉藤 仁昭 2424 横内 幸
2396 小松 正代 2425 弘中 貢
2397 上野 万里 2426 石川 雅士
2398 柳本 邦雄 2427 小川 史洋
2399 本間 琢 2428 中島 広聖

2429 清水 重喜 2438 塩見 達志
2430 秋山 裕 2439 山根 優子
2431 秋田 英貴 2440 長濱 清隆
2432 藤本 淳也 2441 鳥越 俊彦
2433 西村 ゆう 2442 齋藤 光次
2434 唐 小燕 2443 清水辰一郎
2435 新井 義文 2444 小川 高史
2436 池田 善彦 2445 玉井 千里
2437 串田 吉生 2446 川崎 朋範

また、病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第21回（平成15年度）（11名）

黒田 誠（委員長）、橋詰良夫、石原明德、三浦克敏、溝口良順、長坂徹郎、中村栄男、野島孝之、野々村昭孝、白石泰三、立山 尚

◇第11回口腔病理専門医試験について：第21回病理専門医試験と同日、同会場で行われた。7名が受験し、5名が合格した（合格率71.4%）。合格者氏名並びに口腔病理専門医登録番号は、次のとおりである（登録年月日：平成15年7月29日）。

平成15年度口腔病理専門医合格者氏名

登録番号 氏 名

117 富永 和也 120 齋藤 隆明
118 久山 佳代 121 藤原美恵子
119 沖村 明

また、口腔病理専門医試験実施委員会の委員構成は以下のとおりである。

第11回（平成15年度）（3名）

石田 武（委員長）、長谷川博雅、高田 隆

◇病理専門医・口腔病理専門医の資格更新について：資格更新が認められた病理専門医・口腔病理専門医は以下のとおりである。

1. 病理専門医資格更新者氏名

第5回 認定 86名

更新期間 平成15年（2003年）4月1日から5年間

認定番号 氏 名

998 建部 敦 1017 猪山 賢一
1000 橋本 公夫 1018 森内 昭
1001 北市 正則 1019 辻 求
1002 谷野 幹夫 1020 横山 繁生
1003 鳥山 寛 1022 堀江 弘
1005 橋詰 良夫 1024 古谷 敬三
1006 工藤 玄恵 1027 宮本 誠
1008 磯田幸太郎 1028 渡辺 正秀
1009 若田 泰 1030 宮本 祐一
1010 古田 格 1032 奥村 晃久
1012 川口 隆憲 1033 清水 英男
1013 岩瀬 裕郷 1034 新宅 雅幸
1015 青笹 克之 1035 林 透

1036	片山 正一	1083	若林 淳一	1343	佐藤 昌明	1367	竹下 盛重
1039	船田 信顕	1084	松本 俊治	1344	島 寛人	1368	滝本 寿郎
1042	岡本 賢三	1086	間野 正平	1346	矢花 正	1369	辻本 正彦
1043	柳下 三郎	1087	原武 讓二	1347	横瀬 喜彦	1370	吉見 直己
1044	二ノ村信正	1090	自見 厚郎	1348	山川 光徳	1371	湯田 文朗
1045	賀来 亨	1091	熊谷久治郎	1349	坂田 一美	1372	吉野 正
1047	北村 成大	1095	成田 竹雄	1350	清水 亨	1373	濱崎 周次
1049	小林 慎雄	1097	鹿毛 政義	1351	上原 敏敬	1374	池上 雅博
1050	服部 隆則	1098	徳永 藏	1353	赤羽 久昌	1376	門田 永治
1051	河野 正	1099	伊藤 信夫	1354	臺丸 裕	1377	増田 信二
1055	菅原 勇	1101	興梠 隆	1355	深澤雄一郎	1379	下川 功
1056	佐々木真由美	1104	福里 利夫	1356	権藤 俊一	1380	梶村 春彦
1057	森野 英男	1110	佐藤 昇志	1357	平林かおる	1382	高橋 聖之
1058	宮内 潤	1111	古賀 誠	1358	笠井 潔	1383	高松 哲郎
1059	杉原 志朗	1112	石黒 公雄	1359	近藤 信夫	1384	山崎 等
1062	関谷 政雄	1113	秋月真一郎	1360	中村 宣子	1385	江原 孝史
1064	奥田信一郎	1117	小林 晏	1361	中野 龍治	1386	島田 修
1065	本山 悌一	1118	滝澤登一郎	1362	小山田正人	1387	篠原 直宏
1067	菊井 正紀	1119	内間 良二	1363	佐藤 英俊	1388	藤田 美俐
1068	草間 博	1120	立野 紘雄	1364	杉江 茂幸	1389	一迫 玲
1069	岩渕 啓一	1121	長沢 孝明	1366	高野 康雄		
1070	山本 暁	1122	花田 正人				
1072	西田 俊博	1127	中本 周				
1073	荻野 哲朗	1129	高桑 俊文				
1075	蟹澤 成好	1130	宮原 晋一				
1076	森山 伸一	1131	池原 進				
1077	望月 洋一	1134	安原 正博				
1078	村岡 俊二	1137	平間 元博				
1080	手島 伸一	1138	高見 剛				
1081	上山 義人	1139	天野 殖				

第10回 認定 70名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

1310	安藤 政克	1327	伊藤 雅文
1311	川口 研二	1328	逸見 明博
1313	窪澤 仁	1329	佐藤いづみ
1315	里 梯子	1330	山本 洋介
1316	門間 信博	1331	今井田克己
1317	西上 隆之	1333	市原 周
1318	廣瀬 隆則	1334	長廻 鍊
1319	山科 元章	1335	寺田 忠史
1320	深山 正久	1336	浦田 洋二
1322	和田 了	1337	河原 栄
1323	堀内 隆三	1338	中野 盛夫
1324	福田 精二	1339	伊藤 誠
1325	中西 邦昭	1340	佐賀 信介
1326	菅野 純	1342	前田 邦彦

第15回 認定 48名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から5年間

認定番号 氏名

1627	梅北 善久	1653	福田 敏郎
1628	小島 英明	1654	酒井 尚雄
1629	神尾多喜浩	1655	辻村 亨
1630	桑原 宏子	1657	新垣 京子
1631	藤井 丈士	1658	梅村しのぶ
1633	田村 元	1659	鈴木 忍
1635	加藤 弘之	1660	堀真 佐男
1636	増田 友之	1662	大西 博三
1637	奈良 佳治	1663	田崎 和洋
1638	八十嶋 仁	1664	折笠 英紀
1639	松下能 文	1665	長嶋 洋治
1640	小川 博	1666	若山 恵
1641	落合 淳志	1667	太田 浩良
1642	金井 信行	1668	秋山 太
1643	林徳 真吉	1669	岩木 宏之
1644	岩田 仁	1670	二階堂 孝
1645	春日井 務	1671	横崎 宏
1646	望月 眞	1672	山田 茂樹
1647	中島 収	1673	山城 勝重
1648	加藤 厚郎	1674	鍋島 一樹
1649	坪田ゆかり	1676	近藤 福雄
1650	稲山 嘉明	1677	丸塚 浩助
1652	谷澤 徹	1678	河野 裕夫

1679 山本 智子 1680 中島 正光

第20回 認定 66名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から5年間

認定番号 氏 名

1950 渡辺 次郎	1985 栗脇 一三
1951 生沼 利倫	1986 古川 徹
1952 小見山祐一	1987 小宮山 明
1953 三富 弘之	1988 大谷 博
1954 原 明	1989 加藤 俊男
1955 田中さゆり	1990 山内 直子
1956 大城真理子	1991 井出 良浩
1957 原田 大	1992 伊藤 彰彦
1958 楯玄 秀	1993 山元 紀子
1959 山本 隆嗣	1994 齋藤 生朗
1960 出射 由香	1995 森井 英一
1961 李康 弘	1996 齊尾 征直
1962 山田 章彦	1997 橋本 修一
1963 杉田 保雄	1998 阿部 光文
1964 山内 周	1999 津浦 幸夫
1965 元井 亨	2000 三上 哲夫
1966 原田 憲一	2001 喜友名正也
1967 清塚 康彦	2002 有馬 信之
1968 長田 道夫	2003 藤吉 行雄
1969 堂本 英治	2004 畠中 真吾
1970 羽賀 博典	2005 野沢 昭典
1971 横尾 英明	2006 河原 邦光
1972 元井 紀子	2007 小野 祐子
1973 佐藤 仁哉	2008 前島 威人
1974 鷹橋 浩幸	2010 松岡健太郎
1975 布村 眞季	2011 伊藤 智雄
1976 岡本 清尚	2012 市川 徹郎
1977 小山 正道	2013 橋本 優子
1978 高崎 隆志	2014 味岡 洋一
1979 山口 正明	2015 榎 政彦
1981 鈴木 貴	2016 成田 道彦
1983 山岸晋一郎	2017 駄阿 勉
1984 加藤 雅子	2018 伊禮 功

第3回 認定 2名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から3年間

認定番号 氏 名

621 北村 創 788 木村 雄二

第7回 認定 1名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から2年間

認定番号 氏 名

1196 埴岡 啓介

第14回 認定 2名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から4年間

認定番号 氏 名

1606 能登原憲司 1613 渥美伸一郎

第18回 認定 3名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から3年間

認定番号 氏 名

1834 安田 大成 1846 村雲 芳樹

1841 菅野 祐幸

第19回 認定 1名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から4年間

認定番号 氏 名

1891 平岡 伸介

2. 口腔病理専門医資格更新者氏名

第5回 認定 9名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から5年間

認定番号 氏 名

68 竹内 宏	74 伊集院直邦
69 仙波伊知郎	76 横瀬 敏志
70 池田 通	77 鈴木 誠
72 向後 隆男	78 西川 哲成
73 小林 家吉	

第10回 認定 5名

更新期間 平成15年(2003年)4月1日から5年間

認定番号 氏 名

89 熊本 裕行	92 伊藤 玲子
90 佐藤 泰生	93 成田 信
91 岸野 万伸	

◇平成14年度認定病院・登録施設(25回)の審査について: 認定病院・登録施設としての申請は、35件、21件であった。審査の結果、31件、19件が承認された。認定(登録)日は、平成14年12月6日で、認定(登録)期間は、平成14年4月1日から平成16年3月31日までである。

1. 認定病院

認定番号 病 院 名

1014 砂川市立病院
1015 市立室蘭総合病院
1016 北海道社会保険病院
1017 NTT 東日本札幌病院
1018 札幌社会保険総合病院
1019 JA 北海道厚生連 札幌厚生病院
1020 北海道旅客鉄道(株) 札幌鉄道病院
1021 労働福祉事業団釧路労災病院
1022 医療法人社団 新日鐵室蘭総合病院

2030	秋田県厚生連 平鹿総合病院	院)
2031	公立置賜総合病院	期間 2 年間 平成 15 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日
3108	上都賀総合病院	第 2 回 認可 (14 施設)
3109	国立高崎病院	認定番号 病 院 名
3110	国立成育医療センター	2005 山形県立中央病院
4038	長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	2006 (財) 竹田総合病院
4052	焼津市立総合病院	3019 埼玉県立がんセンター
4061	長野県厚生農業協同組合連合会篠ノ井総合病院	3020 (財) 癌研究会附属病院
4062	富山厚生農業協同組合連合会高岡病院	3021 JR 東京総合病院
4063	福井県立病院	3022 国家公務員共済組合連合会 虎の門病院
4064	富士宮市立病院	3023 国立相模原病院
4065	県西部浜松医療センター	4007 新潟市民病院
5027	(財) 田附興風会医学研究所北野病院	4008 名古屋第一赤十字病院
5066	宝塚市立病院	4009 国立金沢病院
5067	加古川市民病院	5009 大阪府立病院
6030	鳥取県立中央病院	5010 労働福祉事業団大阪労災病院
6031	住友別子病院	7002 九州厚生年金病院
6032	徳島市民病院	7003 国立病院九州がんセンター
7028	福岡県済生会福岡総合病院	
7029	熊本赤十字病院	第 4 回 認可 (2 施設)
7030	医療法人中部徳洲会 中部徳洲会病院	認定番号 病 院 名
7031	那覇市立病院	3028 日本赤十字社医療センター
		4010 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院

2. 登録施設

認定番号 病 院 名	第 6 回 認可 (6 施設)
1013 医療法人社団カレスアライアンス 日鋼記念病院	認定番号 病 院 名
2020 公立刈田総合病院	3035 越谷市立病院
2021 宮城県立がんセンター	3037 社会保険船橋中央病院
2022 仙台社会保険病院	3039 総合病院国保旭中央病院
2023 古川市立病院	3040 東京都立清瀬小児病院
2024 (財) 脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	4015 長野赤十字病院
3093 大田原赤十字病院	5017 奈良県立奈良病院
3094 (財) 結核予防会 複十字病院	
3095 国立療養所 東埼玉病院	第 8 回 認可 (9 施設)
4085 長野市民病院	認定番号 病 院 名
4086 長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	3045 公立学校共済組合関東中央病院
5069 大阪府済生会 富田林病院	3046 東京都立府中病院
5070 市立枚方市民病院	4017 静岡県立総合病院
5071 明石市立市民病院	4018 社会保険中京病院
5072 赤穂市民病院	5019 (財) 日本生命済生会附属日生病院
5073 国立姫路病院	5020 兵庫県立西宮病院
6030 医療法人里仁会 興生総合病院	5021 兵庫県立淡路病院
6043 JA 高知病院	6017 広島市立安佐市民病院
7050 沖縄県立北部病院	7009 佐賀県立病院好生館

◇認定病院・登録施設の更新について：更新が認められた施設は以下のとおりである。

1. 平成 15 年度認定病院更新機関

(第 2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18, 20, 22, 24 回 148 病

第 10 回 認可 (10 施設)

認定番号 病 院 名
3002 群馬県立がんセンター

3052 伊勢崎市民病院
 3054 東京都済生会中央病院
 4024 長岡赤十字病院
 4025 富士市立中央病院
 4026 聖隷福祉事業団総合病院 聖隷浜松病院
 4027 富山県立中央病院
 5012 (財)住友病院
 5025 大阪府立母子保健総合医療センター
 7011 北九州市立医療センター

第12回 認可(12施設)

認定番号	病院名
1008	北海道厚生連 総合病院帯広厚生病院
2012	(財)宮城厚生協会坂総合病院
3060	(株)日立製作所日立総合病院
3061	東京歯科大学市川総合病院
3062	東京都立墨東病院
3063	公立昭和病院
3064	恩賜財団済生会 横浜市南部病院
4030	公立陶生病院
6019	松山赤十字病院
7012	特定医療法人雪の聖母会 聖マリア病院
7013	熊本市立熊本市市民病院
7014	宮崎県立宮崎病院

第14回 認可(12施設)

認定番号	病院名
1009	社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院
2015	(財)温知会総合会津中央病院
3069	茨城県立中央病院
3070	医療法人社団千葉県勤労者医療協会 船橋二和病院
3071	東京都立大塚病院
3072	東京警察病院
3073	医療法人社団健生会 立川相互病院
4034	藤枝市立総合病院
4035	松波総合病院
4036	三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院
5033	NTT 西日本大阪病院
6021	広島赤十字・原爆病院

第16回 認可(7施設)

認定番号	病院名
1010	厚生連総合病院旭川厚生病院
2016	山形市立病院済生館
2017	盛岡赤十字病院
3076	労働福祉事業団東京労災病院
3077	労働福祉事業団横浜労災病院
5037	医療法人医仁会武田総合病院

7017 大牟田市立総合病院

第18回 認可(13施設)

認定番号	病院名
3079	総合病院土浦協同病院
3080	さいたま市立病院
3081	国立がんセンター東病院
3082	国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院
4016	総合病院名古屋第二赤十字病院
4042	黒部市民病院
4043	豊橋市民病院
4045	小牧市民病院
5040	大阪市立総合医療センター
5041	労働福祉事業団 関西労災病院
6023	島根県立中央病院
6024	高松赤十字病院
7019	佐世保市立総合病院

第20回 認可(5施設)

認定番号	病院名
3085	医療法人社団木下会 千葉西総合病院
3086	東京都立荏原病院
4047	聖隷三方原病院
5043	市立岸和田市民病院
5044	国立神戸病院

第22回 認可(42施設)

認定番号	病院名
1011	総合病院旭川赤十字病院
1012	国家公務員共済組合連合会 幌南病院
2009	労働福祉事業団福島労災病院
2021	国立弘前病院
2022	東北労災病院
2023	仙台市立病院
2024	東北厚生年金病院
2025	石巻赤十字病院
2026	秋田赤十字病院
3048	さいたま赤十字病院
3051	横須賀市立市民病院
3091	栃木県厚生農業協同組合連合会 下都賀総合病院
3092	茨城県済生会水戸済生会総合病院
3093	労働福祉事業団鹿島労災病院
3095	千葉労災病院
3096	東京都立大久保病院
3097	医療法人財団河北総合病院
3099	社会福祉法人恩賜財団済生会 神奈川県病院
4003	愛知県がんセンター
4005	富山市立富山市民病院

4019	岐阜県立多治見病院	第2回	認可 (6 施設)
4050	甲府共立病院	登録番号	病 院 名
4051	諏訪赤十字病院	3028	厚生中央病院
4053	沼津市立病院	3029	川崎協同病院
4054	医療法人豊田会刈谷総合病院	4022	静岡赤十字病院
4055	国立三重中央病院	4023	浜松労災病院
5022	和泉市立病院	4024	浜松赤十字病院
5024	市立豊中病院	5018	(社) 明石市医師会立明石医療センター
5047	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院		
5048	東大阪市立総合病院	第4回	認可 (5 施設)
5049	公立豊岡病院	登録番号	病 院 名
5050	医療法人社団新日鐵広畑病院	5024	公立南丹病院
5051	日本赤十字社和歌山医療センター	6011	水島協同病院
6008	香川県立中央病院	6012	高知赤十字病院
6025	松江赤十字病院	7015	医療法人社団新日鐵八幡記念病院
6026	労働福祉事業団香川労災病院	7018	宮崎社会保険病院
6027	徳島赤十字病院		
7008	鹿児島市立病院	第6回	認可 (7 施設)
7018	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	登録番号	病 院 名
7020	医療法人原三信病院	2011	秋田県立脳血管研究センター
7021	福岡赤十字病院	3036	医療法人社団江東病院
7022	国立熊本病院	4002	市立島田市民病院
		4028	市立岡谷病院
		4030	高山赤十字病院
		7021	公立学校共済組合九州中央病院
		7025	総合病院鹿児島生協病院
第24回	認可 (16 施設)	第8回	認可 (5 施設)
認定番号	病 院 名	登録番号	病 院 名
1006	国立札幌病院	3051	埼玉社会保険病院
2029	米沢市立病院	3055	横浜赤十字病院
3057	厚木市立病院	5034	西宮市立中央病院
3104	国立栃木病院	6014	高松市民病院
3105	佐野厚生農業協同組合連合会 佐野厚生総合病院	6016	下関市立中央病院
3106	桐生厚生総合病院		
3107	富士重工業健康保険組合 総合太田病院	第10回	認可 (8 施設)
4059	国立松本病院	登録番号	病 院 名
4060	済生会新潟第二病院	3057	茨城県立こども病院
5007	兵庫県立尼崎病院	3058	神奈川県厚生農業協同組合連合会 伊勢原協同病院
5063	社会保険神戸中央病院	3059	北里研究所病院
5064	神戸市立西市民病院	3060	神奈川県立循環器呼吸器病センター
5065	滋賀県立成人病センター	4042	名古屋記念病院
7025	公立八女総合病院	5036	市立吹田市民病院
7026	医療法人白十字会 佐世保中央病院	6017	高知市立市民病院
7027	宮崎県立日南病院	7030	鹿児島市医師会病院
2. 平成15年度登録施設更新機関			
	(第2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18, 20, 22, 24回 86施設)		
	期間 (2年間) 平成15年4月1日～平成17年3月31日		

第12回 認可 (1施設)
登録番号 病院名
4047 医療法人(社団)中信勤労者医療協会松本協立病院

第14回 認可 (8施設)
登録番号 病院名
2016 津軽保健生活協同組合健生病院
5042 (財)甲南病院 加古川病院
5044 労働福祉事業団神戸労災病院
5045 西脇市立西脇病院
6018 岡山医療生活協同組合総合病院岡山協立病院
6019 財団法人永頼会松山市民病院
7033 国家公務員共済組合連合会新小倉病院
7034 労働福祉事業団熊本労災病院

第16回 認可 (6施設)
登録番号 病院名
4058 愛知県厚生農業協同組合連合会加茂病院
4060 稲沢市民病院
6022 徳島県立中央病院
7037 福岡市立こども病院・感染症センター
7038 国立療養所福岡東病院
7039 医療法人同心会古賀総合病院

第18回 認可 (9施設)
登録番号 病院名
3078 東芝病院
4064 長野県立こども病院
4065 土岐市立総合病院
4066 半田市立半田病院
5049 医療法人川崎病院
6024 鳥取市立病院
6025 国立福山病院
6029 済生会今治病院
7040 鹿児島県立大島病院

第20回 認可 (5施設)
登録番号 病院名
3081 利根保健生活協同組合利根中央病院
4073 済生会松阪総合病院
5052 医療法人社団洛和会洛和会音羽病院
5054 ヘルランド総合病院
6034 山陰労災病院

第22回 認可 (13施設)
登録番号 病院名
1018 苫小牧市立総合病院
2010 岩手県立宮古病院

4076 国立長野病院
4077 医療法人徳洲会名古屋徳洲会総合病院
5060 公立甲賀病院
5061 彦根市立病院
5062 医療法人誠光会草津総合病院
5065 医療法人きっこう会総合病院多根病院
6002 国家公務員共済組合連合会広島記念病院
6037 国立善通寺病院
6038 社会福祉法人済生会松山病院
6039 済生会西条病院
6040 愛媛県立今治病院

第24回 認可 (13施設)
登録番号 病院名
1021 江別市立病院
1022 滝川市立病院
3088 公立藤岡総合病院
3089 国保八日市場市民総合病院
3090 国立横浜病院
3091 神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院
3092 医療法人財団石心会 川崎幸病院
4083 磐田市立総合病院
4084 長野県厚生農業協同組合連合会小諸厚生総合病院
5068 社会福祉法人恩賜財団済生会京都府病院
6041 国立高知病院
6042 山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院
7049 千鳥橋病院

◇事業報告並びに新事業計画:

1. 平成14年度事業報告について

平成15年4月24日の総会で承認された社団法人日本病理学会平成14年度事業報告(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)は、以下のとおりである。

(1) 平成14年度事業報告

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

1) 学術集会、研究会等の開催

① 学術集会の開催

- ・「第91回日本病理学会総会」(於横浜市・森 茂郎会長)を開催
- ・「第48回日本病理学会秋期特別総会」(於岡山市・赤木忠厚世話人代表)を開催

② 研究会等の開催

- ・細胞診講習会を2回(於豊明市)実施
- ・病理診断講習会(於横浜市)を実施
- ・病理技術講習会(於福岡市)を実施
- ・各支部において「学術・研修集会、講演会、交見会」等を実施
- ・学術カンファレンスを準備

③ 「一般公開講座・公開シンポジウム」の開催

- ・市民公開講座：“患者のための医療とは何か”（於岡山市）を実施
- ・公開シンポジウム：“病理医と病理技術者・新しい関係論”（於横浜市）を実施

2) 学会誌，学術図書等の発行

- ① 「日本病理学会会誌」(第 91 巻第 1～2 号) を発行
- ② 「Pathology International」(第 52 巻第 4～12 号, 第 53 巻第 1～3 号) 発行
- ③ 「診断病理」(第 19 巻第 2～4 号, 第 20 巻第 1 号) を発行
- ④ 日本病理学会会報」(第 173～182 号) を発行
- ⑤ 「病理専門医部会報」(2002 年 第 1～4 号) を発行

3) 研究及び調査

- ① 「日本病理剖検輯報」第 43 輯(平成 12 年症例) を発行
- ② 剖検輯報編集方法を変更・充実
- ③ 剖検記録データベースを再構築

4) 病理専門医の資格認定等

- ① 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験（於東京都）を実施
- ② 研修ガイドラインを充実
- ③ 研修施設（認定病院，登録施設）の新規・更新申請を認定
- ④ 病理専門医の広告を実施
- ⑤ サブスペシャリティー（皮膚病理，神経病理，口腔病理）を検討

5) 学術団体との協力，連絡

- ① 他学会との会議共催および後援（国内）を多数実施
- ② 腫瘍取扱い規約等を改訂
- ③ 海外病理学会との交流
 - ・英国病理学会との会員の相互派遣，学術交流を準備
 - ・ドイツ病理学会との会員の相互派遣，学術交流を準備

6) その他目的を達成するために必要な事業

- ① “日本病理学会奨励賞”を 4 名に授与
- ② “本学会会員の海外派遣者” 3 名を決定，前年度派遣者報告
- ③ 病理学教育のワークショップを 3 回（於刈谷市）実施
- ④ 病理診断コンサルテーションシステム並びに同ホームページを充実
- ⑤ インターネットホームページに“会員の声”，“論壇”，“求人情報”を設ける等の拡充
- ⑥ 医師賠償責任保険加入取扱いを実施
- ⑦ 病理専門医制度運営，口腔病理専門医制度運営，医療業務等の各種委員会を開催

2. 平成 15 年度事業計画について

第 48 回（平成 14 年度）秋期特別総会における会員総会で承

認された社団法人日本病理学会平成 15 年度事業計画（平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日）は，以下のとおりである。

(1) 平成 15 年度事業計画

（平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで）

1) 学術集会，研究会等の開催

- ① 学術集会の開催
 - ・「第 92 回日本病理学会総会」（於福岡市・恒吉正澄会長）
 - ・「第 49 回日本病理学会秋期特別総会」（於東京都・加藤 洋世話人代表）
- ② 研究会，講習会等の開催
 - ・学術ワークショップ
 - ・細胞診講習会
 - ・病理診断講習会
 - ・病理技術講習会
 - ・各支部会における「学術・研修集会」
- ③ 「一般公開講座・公開シンポジウム」の開催

2) 学会誌，学術図書等の発行

- ① 「日本病理学会会誌」の発行（第 92 巻第 1～3 号）
- ② 「Pathology International」の発行（第 53 巻第 4～12 号, 第 54 巻第 1～3 号）
- ③ 「診断病理」の発行（第 20 巻第 2～4 号, 第 21 巻第 1 号）
- ④ 「日本病理学会会報」の発行（第 186～195 号）
- ⑤ 「病理専門医部会報」の発行（2003 年第 1～4 号）

3) 研究及び調査

- ① 「日本病理剖検輯報」の発行 第 44 輯(平成 13 年症例)
- ② 剖検輯報編集方法の変更・充実
- ③ 剖検記録データベースの再構築

4) 病理専門医等の資格認定

- ① 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験の実施（於東京都）
- ② 研修ガイドラインの策定
- ③ 研修施設の認定
- ④ サブスペシャリティーの検討

5) 学術団体との協力，連絡

- ① 他学会との会議共催および後援（国内）
- ② 腫瘍取扱い規約等の改訂
- ③ 海外病理学会との交流
 - ・英国病理学会との会員の相互派遣，学術交流
 - ・ドイツ病理学会との学術交流

6) その他目的を達成するために必要な事業

- ① 日本病理学会奨励賞・功労賞の授与
- ② 会員の海外派遣の実施
- ③ 病理学卒前教育の充実
- ④ 病理診断コンサルテーションシステム並びにホームページの充実

- ⑤ インターネットホームページの充実
 ⑥ 医師賠償責任保険加入取扱いの実施
 ⑦ 病理専門医制度運営、口腔病理専門医制度運営、医療業務等の各種委員会の開催

また、第92回（平成15年度）総会における会員総会で承認された社団法人日本病理学会平成15年度追加事業計画は、各委員会から提出のあったもので以下のとおりである。なお、これらは当初予算の範囲内（予備費及び当期収支差額）の金額であり、特に予算上の措置を必要としない。

平成15年度追加事業が、以下のとおり決定した。

委員会名	事業概要	予算
剖検情報	剖検情報非電子化部分の電子化	25万円
医療業務	剖検・病理技術小：PRパンフの印刷等	25
教育	ワークショップ開催補助・記録集印刷	50
国際交流	ドイツ病理学会会員の受入れ	100
支 部		
	東北：病理学夏期セミナー	10
	関東：夏期病理診断学セミナー	10
	中部：細胞診講習会準備	10
	関西：夏期細胞診セミナー	10
	中四国：病理学夏期セミナー	10
	小 計	50万円
	合 計	250万円

◇病理学会会計：

1. 平成14年度収支決算報告について

平成15年4月24日の総会で承認された社団法人日本病理学会平成14年度収支決算（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）は、以下のとおりである。

(1) 収支計算書

（平成14年4月1日～平成15年3月31日）

（単位 円）

科 目	予算額	決算額	差 異
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	45,000	800	△ 44,200
受取利息収入	45,000	800	△ 44,200
2. 会費収入	75,220,000	76,510,000	1,290,000
正会員・学術評議員会費	33,080,000	34,757,000	1,677,000
同・一般会員会費	31,165,000	29,169,000	△ 1,996,000
学生会員会費	25,000	0	△ 25,000
機関会員会費	550,000	500,000	△ 50,000
賛助会員会費	350,000	300,000	△ 50,000
病理専門医協会費	10,050,000	11,784,000	1,734,000
3. 事業収入	102,160,000	105,689,364	3,529,364
学術集会収入	58,000,000	61,660,536	3,660,536
論文掲載料収入	3,000,000	3,078,000	78,000
広告料収入	2,250,000	1,396,800	△ 853,200
刊行物発行収入	22,500,000	17,154,000	△ 5,346,000
専門医制度収入	12,850,000	15,715,430	2,865,430

病理専門医協会収入	2,860,000	2,468,320	△ 391,680
講習会等収入	700,000	3,458,000	2,758,000
賠償保険事務費収入 ^(注)	—	758,278	758,278
4. 補助金収入	8,860,000	11,600,000	2,740,000
学術振興会科学研究費	8,660,000	11,400,000	2,740,000
日本医学会補助金	200,000	200,000	0
5. 雑 収 入	1,400,000	618,965	△ 781,035
受取利息収入	300,000	10,605	△ 289,395
手数料収入 ^(注)	1,000,000	—	△ 1,000,000
雑収入	100,000	608,360	508,360
当期収入合計 (A)	187,685,000	194,419,129	6,734,129
前期繰越収支差額	23,713,000	31,417,998	7,704,998
収 入 合 計 (B)	211,398,000	225,837,127	14,439,127

（単位 円）

科 目	予算額	決算額	差 異
II. 支出の部			
1. 事業費	150,500,000	153,276,573	2,776,573
学術集会経費	59,750,000	63,591,54	3,841,546
学会誌発行経費	36,600,000	36,035,974	△ 564,026
会報発行経費	2,800,000	3,114,300	314,300
剖検輯報刊行経費	18,000,000	17,027,386	△ 972,614
専門医制度運営経費	9,900,000	11,802,871	1,902,871
病理専門医協会経費	12,200,000	7,132,099	△ 5,067,901
支部運営経費	5,150,000	5,150,000	0
学術奨励等経費	3,500,000	2,600,000	△ 900,000
講習会等経費	800,000	3,807,641	3,007,641
委員会経費	1,800,000	3,014,756	1,214,756
2. 管理費	28,620,000	33,908,172	5,288,172
人 件 費	15,000,000	18,385,600	3,385,600
福利厚生費	1,500,000	1,808,327	308,327
交 通 費	700,000	705,560	5,560
通信運搬費	2,000,000	2,771,412	771,412
会 議 費	1,400,000	544,352	△ 855,648
印 刷 費	1,800,000	2,314,072	514,072
備 品 費	300,000	0	△ 300,000
消耗品費	300,000	400,779	100,779
光熱水料	270,000	220,140	△ 49,860
賃 借 料	2,800,000	2,775,056	△ 24,944
諸 会 費	800,000	873,500	73,500
補 助 費	200,000	200,000	0
修 繕 料	100,000	0	100,000
嘱 託 料	960,000	1,144,500	184,500
引落手数料	390,000	—	△ 390,000
租税公課（消費税等）	—	1,238,270	1,238,270
雑 費	100,000	526,604	426,604
3. その他	1,000,000	1,003,352	3,352
退職給与引当預金支出	1,000,000	1,000,000	0
学術医療基金引当預金支出	0	2,158	2,158
国際交流基金引当預金支出	0	1,194	1,194

4. 予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000
当期支出合計 (C)	181,120,000	188,188,097	7,068,097
当期収支差額 (A-C)	6,565,000	6,231,032	△ 333,968
次期繰越収支差額 (B-C)	30,278,000	37,649,030	7,371,030

(注) 科目を移用して整理した。

2) 正味財産増減計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額	
I. 増加の部		
1. 資産増加額		
当期収支差額	6,231,032	
退職給与引当預金積立額	1,000,000	
学術医療基金引当預金積立額	2,158	
国際交流基金引当預金積立額	1,194	7,234,384
2. 負債減少額		0
増加額合計		7,234,384
II. 減少の部		
1. 資産減少額		
什器備品償却費	3,965	3,965
2. 負債増加額		
退職給与引当金繰入額	1,000,000	1,000,000
減少額合計		1,003,965
当期正味財産増加額		6,230,419
前期繰越正味財産額		182,666,007
期末正味財産合計額		188,896,426

3) 貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	66,261,854	
仮払金	265,500	
未収金	3,100,000	
流動資産合計		69,627,354
2. 固定資産		
基本財産	30,000,000	
その他の固定資産		
特別財産	120,232,439	
保証金	930,000	
退職給与引当預金	7,300,000	
什器備品	84,957	
その他の固定資産合計	128,547,396	
固定資産合計		158,547,396

資産合計		228,174,750	
II. 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	15,390,000		
未払金	16,463,004		
預り金	125,320		
流動負債合計		31,978,324	
2. 固定負債			
退職給与引当金	7,300,000		
固定負債合計		7,300,000	
負債合計			39,278,324
III. 正味財産の部			
正味財産			188,896,426
(うち基本金)			(30,000,000)
(うち正味財産当期増加額)			(6,230,419)
負債及び正味財産合計			228,174,750

4) 財産目録

平成15年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金預金		
現金 現金手許有高	264,857	
普通預金 みずほ銀行本郷支店	62,159,008	
普通預金 UFJ銀行本郷支店	800	
定期預金 みずほ銀行本郷支店	17,060	
信託預金 三菱信託銀行本郷支店	215,909	
郵便振替	3,604,220	
現金預金合計	66,261,854	
(2) 仮払金		
家賃	195,300	
コピー機	12,600	
総会経費	57,600	
仮払金計	265,500	
(3) 未収金		
剖検輯報発行収入	3,100,000	
流動資産合計		69,627,354
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
普通預金 UFJ銀行本郷支店	30,000,000	
(2) その他の固定資産		
①特別財産		
学術医療基金引当預金		
(普通・東京三菱銀行本郷支店)	100,193,063	
国際交流基金引当預金		
(普通・りそな銀行本郷支店)	20,039,376	
特別財産合計	120,232,439	
②保証金	930,000	

③退職給与引当預金	7,300,000		
④什器備品	84,957		
その他の固定資産合計	128,547,396		
固定資産合計		158,547,396	
資産合計			228,174,750

科 目	金 額		
II. 負債の部			
1. 流動負債			
(1) 前 受 金			
平成15年度会費・部会費等	15,390,000		
(2) 未 払 金			
英文誌印刷費	4,000,000		
日病会誌印刷費・発送費	6,014,309		
剖検輯報印刷費等	5,105,225		
人件費	833,000		
未払消費税	510,470		
未払金合計	16,463,004		
(3) 預 り 金			
源泉所得税	125,320		
流動負債合計		31,978,324	
2. 固定負債			
(1) 退職給与引当金			
固定負債合計	7,300,000	7,300,000	
負債合計			39,278,324
正味財産			188,896,426

2. 平成15年度収支予算について

第48回秋期特別総会における会員総会で承認された社団法人日本病理学会平成15年度収支予算は、以下のとおりである。

(1) 平成15年度収支予算

(平成15年4月1日～平成16年3月31日)

(単位 千円)

科 目	予算額	前年度決算額	増 減
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	50	45	5
2. 会費収入	74,480	75,220	△ 740
正会員・学術評議員会費	32,500	33,080	△ 580
同・一般会員会費	31,000	31,165	△ 165
学生会員会費	30	25	5
機関会員会費	550	550	0
賛助会員会費	350	350	0
病理専門医部会員会費	10,050	10,050	0
3. 事業収入	112,050	102,160	9,890
学術集会収入	65,000	58,000	7,000
論文掲載料収入	3,000	3,000	0
広告料収入	1,500	2,250	△ 750
刊行物発行収入	20,000	22,500	△ 2,500

病理専門医制度収入	14,850	12,850	2,000
病理専門医部会収入	4,500	2,860	1,640
講習会収入	2,700	700	2,000
保険手数料収入	500	—	500
4. 補助金収入	11,200	8,860	2,340
5. 雑収入	800	1,400	△ 600
受取利息収入	300	300	0
手数料収入	—	1,000	△ 1,000
雑収入	500	100	400
当期収入合計 (A)	198,580	187,685	10,895
前期繰越収支差額	31,417	23,713	7,704
収入合計 (B)	229,997	211,398	18,599

科 目	予算額	決算額	増 減
II 支出の部			
1. 事業費	161,050	150,500	10,550
学術集会経費	67,000	59,750	7,250
学会誌発行経費	36,800	36,600	200
会報発行経費	3,000	2,800	200
剖検輯報刊行経費	19,000	18,000	1,000
病理専門医制度運営経費	8,800	9,900	△ 1,100
病理専門医部会活動経費	12,300	12,200	100
支部運営経費	5,150	5,150	0
学会奨励等経費	3,500	3,500	0
各種委員会経費	2,800	1,800	1,000
講習会等経費	2,700	800	1,900
2. 管理費	31,700	28,620	3,080
人 件 費	16,000	15,000	100
福利厚生費	1,500	1,500	0
交 通 費	800	700	100
通信運搬費	2,300	2,000	300
会 議 費	1,400	1,400	0
印 刷 費	2,000	1,800	200
備 品 費	300	300	0
消耗品費	300	300	0
光熱水料	250	270	△ 20
賃 借 料	2,800	2,800	0
諸 会 費	800	800	0
補 助 費	200	200	0
修繕料	100	100	0
嘱託料	960	960	0
引落手数料	390	390	0
租税公課(消費税)	1,500	—	1,500
雑 費	100	100	0
3. 退職給与引当預金支出	1,200	1,000	200

4. 予備費	1,000	1,000	0
当期支出合計 (C)	194,950	181,120	13,830
当期収支差額 (A-C)	3,630	6,565	△ 2,935
次期繰越収支差額 (B-C)	35,047	30,278	4,769

◇会員数：(平成15年7月31日現在)

正会員	4,027名
(学術評議員	1,780名)
(一般会員	2,247名)
学生会員	0名
名誉会員	43名
機関会員	5名
賛助会員	103名
計	4,178名

◇役員一覧(平成15年7月現在)

(1) 理事及び監事(任期：平成16年3月31日)

理事長	森 茂郎
副理事長・常任理事	長村 義之
副理事長・常任理事	廣橋 説雄
常任理事	坂本 穆彦
理事	青笹 克之
理事	栄本 忠昭
理事	林 良夫
理事	井内 康輝
理事	石黒 信吾
理事	加藤 洋
理事	真鍋 俊明
理事	向井 清
理事	根本 則道
理事	小川 勝洋
理事	笹野 公伸
理事	居石 克夫
理事	手塚 文明
理事	恒吉 正澄
理事	堤 寛
監事	松原 修
監事	向井萬起男

(2) 支部長(任期：平成16年3月31日)

北海道地区	小川 勝洋
東北地区	手塚 文明
関東地区	根本 則道
中部地区	栄本 忠昭
近畿地区	石黒 信吾
中国四国地区	井内 康輝
九州沖縄地区	居石 克夫

◇各種委員会委員名簿(平成15年7月現在)

委員の一部に交替があり、委員会の構成は以下のとおりと

なった。

- 企画委員会
森 茂郎(委員長), 坂本穆彦, 廣橋説雄, 長村義之, 真鍋俊明, 恒吉正澄, 栄本忠昭, 加藤 洋
- 広報委員会
坂本穆彦(委員長), 森 茂郎, 廣橋説雄, 長村義之, 根本則道, 笹野公伸, 福田康夫, 橋口明典
- 財務委員会
坂本穆彦(委員長), 森 茂郎, 廣橋説雄, 長村義之, 小川勝洋, 恒吉正澄
- 学術委員会
廣橋説雄(委員長), 森 茂郎, 坂本穆彦, 長村義之, 青笹克之, 林 良夫, 向井 清, 居石克夫, 北村幸彦, 能勢真人, 岡田保典, 小池盛雄, 高橋雅英, 立松正衛, 栄本忠昭(秋期特別総会世話人)
- 4-2. 学術奨励賞選考委員会
青笹克之(委員長), 廣橋説雄, 長村義之, 真鍋俊明, 林 良夫, 向井 清, 居石克夫
- 研究推進委員会
廣橋説雄(委員長), 林 良夫, 小川勝洋
学術評議員委員：岡田保典, 安井 弥, 鈴木 貴, 横崎 宏
- 編集委員会
廣橋説雄(委員長), 森 茂郎, 坂本穆彦, 井内康輝, 真鍋俊明, 根本則道, 向井 清
- 6-2. Pathology International 常任刊行委員会
向井 清(委員長), 秋山 太, 広瀬隆則, 今北正美, 井内康輝, 石田 剛, 石倉 浩, 岩崎 宏, 城 謙輔, 前田 盛, 真鍋俊明, 森永正二郎, 長嶋洋治, 中村栄男, 中里洋一, 野口雅之, 能勢真人, 岡田保典, 岡安 勲, 落合淳志, 坂元亨宇, 笹野公伸, 佐藤雄一, 清水道生, 白井智之, 高橋雅英, 堤 雅弘, 堤 寛
- 6-3. 剖検情報委員会
根本則道(委員長), 青笹克之, 藤岡保範, 向井 清, 長村義之, 佐々木功典, 笹野公伸, 白井智之, 渡辺 昌, 安井 弥
7. 病理専門医制度運営委員会
長村義之(委員長), 井内康輝, 真鍋俊明, 栄本忠昭
学術評議員委員：深山正久, 石原得博, 石倉 浩, 下田忠和, 橋本 洋, 黒田 誠, 清水道生, 田村浩一
- 7-2. 病理専門医資格審査委員会
下田忠和(委員長), 黒田 誠(運営委員), 野島孝之, 味岡洋一, 船田信頭, 仁木利郎
- 7-3. 病理専門医試験委員会
深山正久(委員長), 清水道生(運営委員), 長谷川章雄, 平戸純子, 城 謙輔, 森 正也, 服部隆則, 高見 剛
- 7-4. 病理専門医施設審査委員会
石原得博(委員長), 橋本 洋(運営委員), 川野 潔, 倉持茂, 本山悌一, 白石泰三

- 7-5. 診断病理編集委員会
坂本穆彦 (委員長), 泉 美貴 (副), 二階堂孝 (副), 蛇澤晶 (副), 小松明男 (副), 若林淳一, 阿部正文, 船田信頭, 野島孝之, 岡村明治, 佐野壽昭, 横山繁生 (以上支部学術委員)
- 7-6. 病理専門医部会報編集委員会
橋本 洋 (委員長), 堤 寛 (副), 望月 眞 (副), 三代川齊之, 岩間憲行, 落合淳志, 小野謙三, 橋本公夫, 石黒公雄, 小田義直
8. 医療業務委員会
井内康輝 (委員長), 石黒信吾, 手塚文明, 堤 寛
学術評議員委員: 谷山清己, 米澤 傑, 松下 央, 中村栄男, 中村眞一
- 8-2. コンサルテーション小委員会
石倉 浩 (委員長), 森永正二郎, 手島伸一, 加藤良平, 清水道生
- 8-3. 社会保険小委員会
水口國雄 (委員長), 斎藤 澄, 藤岡保範, 北村 均, 森 吉臣, 小俣好作, 方山揚誠, 林徳真吉, 藤原睦憲, 佐々木毅
- 8-4. 精度管理小委員会
廣川満良 (委員長), 石原明德, 清水道生, 横山繁生, 河口幸博, 大林千穂
- 8-5. 剖検・病理技術小委員会
黒田 誠 (委員長), 泉 美貴, 岩崎琢也, 伊藤以知郎, 村田哲也, 岡 輝明, 江澤英史
- 8-6. 遠隔診断・病情報小委員会
井藤久雄 (委員長), 澤井高志, 白石泰三, 土橋康成
- 8-7. 求人情報小委員会
井内康輝 (委員長), 伊藤以知郎, 米澤 傑
- 8-8. 癌取扱い規約委員会
坂本穆彦 (委員長), 伊藤以知郎, 森永正二郎, 鹿股直樹
9. 口腔病理専門医制度運営委員会
林 良夫 (委員長), 真鍋俊明
学術評議員委員: 朔 敬, 高田 隆, 田中陽一, 小宮山一雄, 武田泰典, 山本浩嗣
- 9-2. 口腔病理専門医資格審査委員会
朔 敬 (委員長), 高田 隆
- 9-3. 口腔病理専門医試験委員会
山本浩嗣 (委員長), 高田 隆, 小宮山一雄, 武田泰典, 岡田憲彦
10. 教育委員会
真鍋俊明 (委員長), 青笹克之, 堤 寛
学術評議員委員: 安達博信, 佐々木功典, 清水道生, 中島 孝, 澤井高志
11. 国際交流委員会
恒吉正澄 (委員長), 加藤 洋
学術評議員委員: 諸星利男, 岡田 茂, 長嶋和郎, 松本俊治, 中沼安二
12. 支部委員会
栄本忠昭 (委員長), 小川勝洋, 手塚文明, 根本則道, 石黒信吾, 井内康輝, 居石克夫
13. 倫理委員会
井藤久雄 (委員長), 岡崎悦夫, 斎藤 建, 武村民子, 堤 寛
14. 将来構想計画委員会 (診断病理体制専門委員会改組)
黒田 誠 (委員長), 深山正久, 伊藤以知郎, 井藤久雄, 松下 央, 森永正二郎, 村田哲也, 長沼 廣, 岡崎悦夫, 清水道生, 吉野 正
15. リスクマネジメント委員会 (新規)
井内康輝 (委員長), 坂本穆彦, 長村義之, 野々村昭孝
16. 地域病理ネットワーク検討委員会 (新規)
井内康輝 (委員長), 森 茂郎, 長村義之, 栄本忠昭, 佐藤英俊, 手塚文明, 黒田 誠, 鷹巣晃昌, 林 徳真吉, 堤 寛
- ◇**社団法人日本病理学会事務局**
・住所: 〒 113-0033 東京都文京区本郷 2-40-9
ニュー赤門ビル 4F
・電話: 03-5684-6886
・FAX: 03-5684-6936
・E-mail: jsp@ma.kcom.ne.jp (事務局)
: jsp-edit@ma.kcom.ne.jp
(P.I. 編集室 下崎京子)
・ホームページ: <http://jsp.umin.ac.jp/>
・郵便振替口座: 口座番号 00130-4-32817
加入者名 日本病理学会